

平成30年第3回紀の川市議会定例会 第2日

平成30年 9月 6日（木曜日） 開 議 午前 9時29分

延 会 午後 4時24分

◎議事日程（第3号）

- | | | | |
|------|-----|------|--|
| 日程第1 | 報告第 | 7号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）） |
| 日程第2 | 議案第 | 87号 | 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 88号 | 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 89号 | 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 90号 | 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 91号 | 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 92号 | 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 93号 | 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 94号 | 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 95号 | 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 96号 | 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 97号 | 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 98号 | 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 99号 | 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第 | 100号 | 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 議案第101号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第102号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第103号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第104号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第105号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第106号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 平成29年年紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第108号 平成29年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第110号 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正について
- 議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第115号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第116号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第117号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第118号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第119号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第120号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）について

議案第121号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第122号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第123号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第124号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第125号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第126号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第127号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第128号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第129号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第130号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第131号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第132号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第3 本会議における発言の訂正について

日程第4 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（22名）

1 番 門 眞一郎

2 番 上 野 宗 彦

3 番 仲 谷 妙 子

4 番 船 木 孝 明

5 番 中 尾 太久也

6 番 太 田 加寿也

7番 石 脇 順 治	8番 並 松 八 重	9番 中 村 ま き
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜 之
13番 高 田 英 亮	14番 川 原 一 泰	15番 森 田 幾 久
16番 村 垣 正 造	17番 堂 脇 光 弘	18番 竹 村 広 明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊 則
22番 坂 本 康 隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸	代表監査委員	箕 輪 光 芳

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第3回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

去る9月3日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の運営について御協議いただきました。変更決定された会期予定表案をお手元に配付しておりますので、御報告いたします。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（坂本康隆君） 日程第1、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案につきましては、過日、既に当局の提案説明は終了しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号につきましては、専決処分に関する案件でありますので、本日、質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号につきましては、本日、質疑、討論、採決までを行うことに決しました。

それでは、報告第7号に対する質疑を行います。

ただいま議題となっております報告第7号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）に対する討論、採決を行います。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第7号につきまして、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は、報告のとおり承認することに決しました。

日程第2 議案第 87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について から

議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの47議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました47議案につきましては、過日、既に当局の提案説明を終了しております。

本日は、総括質疑を行います。

ただいま議題となっております47議案につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第87号から議案第133号までの47議案につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 本会議における発言の訂正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、本会議における発言の訂正についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、箕輪代表監査委員より本会議における発言について、訂正の申し出がありますので、会議規則第65条の規定により、許可いたします。

日程第4 一般質問

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、4番 船木孝明君の一般質問を許可します。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の質問許可が出ましたので、本市における大規模の災害対策についての質問をいたします。

まず最初に、4日の21号台風で、いろいろ被害に遭った方々に議場の皆さんとともにお見舞いいたしたいと思います。

そういう中で、地球の規模の異常気象が、今さらにあちらこちらで被害をもたらしております。特に本年は、8月中に9個の台風が発生し、先月から本当に19号、20号、21号と、大きな台風が本土を襲っております。この大きな、特に4日の20号、21号台風には何十年ぶりに家屋に被害をもたらし、また農産物にも大きな打撃を受けて、今、片づけに戸惑っている状態でございます。

このような異常気象により、地震、きょうも北海道で震度6強という、まだ被害の全容はわかりませんが、すごい大きな地震が起こっております。地震・津波・豪雨・土砂災害がいつどこで起こっておかしくないということが、そのとおりであると思っております。

特に近年、過去にない記録的な豪雨で堤防の決壊や山間地域の土砂崩れで集落が押し流され、多くの住民が生き埋めで犠牲になっております。ことしも7月の西日本豪雨、これは岡山・広島、あの辺の非常に大きな被害をもたらした西日本豪雨ですけれども、不明を含めて230人余りのとうとい命が奪われ、今、全国のボランティアが広島・岡山を中心に被害の後片づけに駆けつけております。

私ごとで恐縮ですが、自身も本市の社会福祉協議会の会員として、早朝3時半に出発して、岡山県で51人の死亡者を出して、一番大きな倉敷市の真備町にボランティアとして参加してきました。この状況を見たとき、ほとんどの住宅が、浸水でなく堤防決壊で土砂の激流に流されて、残っている1階が土と柱だけで、とても言葉では言えなく目を覆いたくなる現場を見てまいりました。

本市においても、貴志川、桃山の低い平たん地は水害に、また山間地域では豪雨のため池の決壊や土砂災害、昨年も一人の犠牲者を出している麻生津の土砂災害も記憶にまだ新しいです。

そうした中、一日でも安心にできません。さらに、今後豪雨だけではなく、30年間に70%、80%の確率で死者も30万人を超えるという南海トラフ地震も、いつ起きても不思議ではありません。そうした中、行政・市民が災害から自分や家族を守り、地域を守る防災意識、防災対策、また災害が発生したときに被害を最小限に抑えるため、自分や家族の身を守る避難の重要性、避難の知識、ふだんから備えが非常に重要だと考えております。

そこで、質問です。

1番に、気象庁は、災害の危険性によって注意報、警報など警戒発令を出しているが、そのための市の対策本部の設置と、さらに重大な災害が発生が予想されたときの特別警報、これは余り過去になかったと思うんですけども、発令されているが、どのようなときに発令されるのか。また、風雨の音や雨戸を閉めている場合には、そういう重大な特別警報の避難の放送が聞こえないとき、市の災害対策本部と市民への緊急連絡方法はどのようにするのか。

2番目に、先月の西日本豪雨で、愛媛県の肱川が氾濫して、避難の最中に上流の河川が氾濫して、避難勧告で避難しているときに上流の二つのダムが緊急放流し、このために9人が犠牲となって、今、人災ではないかと問題視されている、ダム放流が原因の人災だと問題視されています。また、県内においても、過去にダムの放流で何回か大きな問題になっております。

本市も、中心を流れている紀の川の上流に、津風呂ダム・大滝ダム・大迫ダム・猿谷と、4カ所の大きなダムと貴志川上流に山田ダムがあり、ダム放流が下流の氾濫被害に大きく影響するのではないかと思います。河川が増水して危険水域に達しているとき、ダムからの緊急放流について、市の対策本部との連携はどうなっているのか。

また、これも私は素人考えで、桃山のダムが放流したらグラウンドがつかる、グラウンドがつかったら貴志川、調月、桃山のうちが増水するということを聞いておりますが、一体、上流のダムが1秒間に、これはもうはっきりわからないという思いですが、おおむね1,000トンの放流すると、これも紀の川の幅によって違いますけども、平均紀の川の水位がどのぐらい上昇するのか、これわかっている範囲でお答え願います。

三つ目に、先日、大阪北部で震度6弱の強い地震が起き、犠牲者が5人、倒壊家屋は515件、重大な被害が一瞬の間に起こりました。特に、ブロック塀が倒れ、生徒と通学に見舞われた二人が死亡した、犠牲になりましたが、もう2～30分遅かったら集団登校の学生らで何十人の人が犠牲になったと考えますと、ほってはおけないことと思います。こうした塀の倒壊事故に全国でも大きな衝撃を受け、安全対策に取り組んでいます。

本市でも、前日の議会で、空き家対策の質問、答弁で、空き家対策協議会を立ち上げ、台風や地震はもとより、そうした、なくてもそのまま放置すれば倒壊する空き家対策が著しく保安上危険となる「特定空き家」と判断されれば、法に基づき、指導・助言・勧告等を本格的に実施していくとの答弁でございました。

そうした中、ブロック塀や土壁、また危険空き家等の倒壊したときの対応、また倒壊のおそれのある建物の点検調査を既に行っていると思いますが、今後の災害を予測しての本市の建築物の調査の結果と今後の指導・勧告等の対応はどうか、質問いたします。

四つ目に、学校での避難訓練、特に海岸地域の学校ではいつも津波の避難訓練がよく報道されていますが、本市には山間地が多く、去年の豪雨でも家が土砂に埋まり、1人が犠牲になりました。また、土砂災害や平野部の水害の危険を早く予知し、自分を守る知識を

子どもたちに教える教育、避難場所や避難訓練、そういった教育はどの程度取り組んでおられるのか。また、学校や保育園、学童保育での通学途中や学校や園で行ってからの各警報が発令されたときの対応、警報が出なくても通学路での地震や土砂災害の局地的に危険のあるときは、どういう対応をするのか。

以上、4番の質問です。

続いて、最後に5番の質問です。

今回、西日本豪雨でため池の決壊による被害が多く、今後も被害対策の課題となりました。本市も、2年前に同僚議員がため池の管理と防災事業についての質問をいたしました。そのときに、紀の川市において777カ所のため池が台帳に登録されている。受益面積0.5ヘクタール以上のため池が605カ所の点検調査を行っている」と答弁されています。

現在、紀の川市地域防災計画には、ため池防災計画が搭載され、農業利水のための構築は、または維持されてきたため池が本市には多数あり、中には老朽化の進んだものや現在はほとんど利用されていないものが見られ、宅地開発の発展が付近に及んでいる地域もあります。

こうした中、安全確保が重要な課題となっております。方針通して、ため池の崩壊、または農業関係ではなく、人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼすことが考えられる管理体制を強化して、警戒を要するため池及びその池の水害の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒、避難態勢等、災害予防に必要な措置を講ずるとなっております。そのため、これは小さい質問で、次の3点について質問します。

まず、一つ目の質問ですが、警戒を要するため池をはじめとする市内に点在するため池の保安管理をどのように推進しているのか。

二つ目の質問です。計画では、ため池ハザードマップを策定するとなっているが、現在の現状とその利用活動をどのように考えているのか。

三つ目に、これもまだ紀の川市では数少ないですけども、最近、全国でため池に太陽光発電が設置されております。市内のため池にも最近1カ所されました。これは、私個人的ですけども、ため池の維持管理に少しでもお金が要るときはいい考えだなと思いますが、デメリットとしてため池が崩壊したとき、下流に被害が起これないことはないか。また、今後の数多いたため池での希望、太陽光発電の申請が出た場合に、その対応についてお聞きいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） おはようございます。危機管理部より、一般質問の答弁をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、一昨日、4日火曜日に襲来した台風21号は、数十年に一度の大型台風となり、かつてないような防風を伴い、紀の川市に接近しました。この台風により、市内約1万4,000件にわたる大規模な停電や倒木等による交通障害が発生し、至るところで通行どめ

となるなど、市内全域のライフライン等に被害が発生し、現在も復旧に向けて取り組んでいる状況でございます。

今回の台風襲来時には、議員各位及び市民の皆様方には大変な御不便と厳しい状況にもかかわらず御理解と御尽力を賜りましたことを、改めましてお礼申し上げます。

それでは、船木議員の御質問の大規模災害発生に伴う市の防災対策等につきまして、危機管理部所管の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の気象庁からの気象警報発令に際して、市の災害対策本部の設置及び特別警報等の発令状況や、緊急時、市民の皆様方への周知や対応でございますが、議員御指摘いただきましたように、近年は温暖化等に伴う想定を上回る記録的な集中豪雨や大震災、また大型台風接近による暴風・大雨が日本全国各地で発生しております。

このような異常気象が予測される場合には、迅速に、的確に気象情報等を把握するために、和歌山気象台や関係機関と緊密な連携を行いまして、最新情報の収集や現状への対策を行っているところでございます。

また、気象警報発令時や市内河川の水位上昇により被害が発生すると予測される時点においては、市では速やかに職員に対して警戒態勢等を発令して、各部・局長や関係職員の動員・参集を行いまして連絡調整会議を開催し、現状報告や被害対応について協議・検討しているところでございます。

なお、気象庁では、気象警報発令後にさらに状況が悪化することや災害等が発生する極めて危険な気象状況であると予測される場合は、現状に応じて特別警報等が発令されると思われまます。

この気象警報を含む特別警報についての市民の皆様方への周知につきましては、市からの市の防災行政無線放送やメール配信サービスにより携帯電話に配信するとともに、テレビ等の報道機関も通じて緊急情報として情報伝達を実施しまして、市民の皆様方への周知及び注意喚起に努めているところでございます。

また現在、この防災行政無線放送のさらなる充実整備と難聴地域解消に向けてデジタル化工事を施工していますが、現状の防災行政無線よりの放送が聞き取れなかった場合は、電話で放送内容を確認できるシステムを昨年から導入してございますので、御利用いただきたいと思ひます。

次の御質問の紀の川上流の大規模ダム、大滝ダム等や山田ダムによる緊急放流警報に伴う本市と住民の皆様方への連絡体制につきましては、台風の接近に伴い豪雨や異常気象により大滝ダム等に大量の降雨や流入がある場合は、河川整備計画において、大滝ダムでは毎秒3,800立方メートルを放流してダムの調整を実施することになってはいますが、ダムからの対応といたしまして、下流の河川等の整備状況や地域の安全性を考慮しまして、最大放流量は毎秒約1,200立方メートルを一定量としてダムより放流を行っている現状でございます。

なお、ダムからの放流時には、紀の川下流の沿線市町に対しまして、紀の川ダム総合管

理事務所より、放流時刻や放流量等の通知及び河川の予想水位の報告がファクス等で送付されてきてございます。

また、ダムからの毎秒約1,200立方メートルの放流に伴う紀の川水位の上昇につきましては、降雨量や河川への流入により正確な数値は測定困難ではございますが、おおむね40センチの水位上昇が見込まれているようでございます。なお、河川が増水して危険な状況が予測される場合には、ダムより放流調整が行われているようでございます。

このような状況を受けまして、市の地域防災計画に基づき、各ダムの管理事務所と迅速・確実に連絡を行うことや河川の水位及び和歌山气象台からの情報に注視しまして、現状の把握と対策に努めているところでございます。

市民の皆様方への緊急時の情報といたしましては、防災行政無線、またはメール配信サービス等を活用して河川の現状を周知するとともに、関係区長様及び地域の消防団員等と速やかに連絡を行いまして、危険な状況が発生すると予測される場合は、円滑に災害対策や避難対策等ができるように市では体制強化に努めているところでございます。

続きまして、3点目の大阪北部地震によるブロック塀等の倒壊に伴う市の対策等につきまして、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀の倒壊や家具転倒事故で多数の死傷者が発生してございます。

過去の地震でもブロック塀の倒壊により犠牲者が発生している状況や、近い将来に予測されています南海巨大地震において、県内のほぼ全域で震度6以上の激しい揺れが想定されていることなどを踏まえまして、市民の皆様方と防災・減災への体制強化等について例年、市防災総合訓練等を実施してございますが、今回の事故により、市の対策として改めてブロック塀の安全対策及び家具固定を推進し徹底する必要があると考えてございます。

また、今回のブロック塀等の倒壊現状に伴い、その後の市の対応・対策につきましては、和歌山県の方針に基づきまして、まず市が管理している公共施設・学校や保育所及び関連施設から調査する旨を関係部局等と協議を行い、現状調査や対応を実施いたしました。

引続きまして、自治区集会所のブロック塀の対策といたしまして、市内全域の区長さんをはじめ、関係の方々に点検等の協力をお願いいたしまして、現在調査を実施していただいております。

また、個人が所有、または管理するブロック塀の点検等につきましては、広報誌「紀の川9月号」に掲載し、現状調査等のお願いのためにブロック塀の点検表を各家庭に配布させていただき、市民の皆様方が所有されています道路に面したブロック塀が現行の建築基準を満たしているかどうかの点検を行っていただき、老朽箇所や損傷状況等の現状把握の調査をお願いしたいと考えてございます。

なお、この現状調査につきまして、基準に適合していないことや危険であるかどうかの判断が困難な場合は、お申し出いただければ、建築基準法所管部局の職員が市職員と連携いたしまして調査を実施する予定となっております。

調査後、基準に適合していないことが明らかであるブロック塀については、市より歩行者等の事故防止対策や災害発生時の避難路確保等の観点から、当該ブロック塀の所有者等に必要な対策について助言・指導等を行ってまいりたいと考えてございます。

また、個人が所有されていますブロック塀の撤去や新設につきましては、大阪北部地震発災後に建築基準を満たしていないことや、または老朽化やブロック塀は非常に危険であり、倒壊により重大な人的被害が発生すること、また避難時に支障があるとともに、緊急車両の通行を妨げる原因となると予測される危険なブロック塀を被害や事故が発生する前に各自の責任のもとで撤去されまして、地域の皆様方が安全で安心して生活ができるように取り組まれている方々もございまして、まずは自宅等で所有されていますブロック塀につきましては、各個人様が現状を把握していただきまして、地域や御自身の安全確保に向けて各自で責任を持って対応していただければと考えておりますことから、各個人宅へのブロック塀の撤去・新設につきましては、地域の状況や国・県の動向を注視して今後の対策として考えてまいりたいと思いますので、御理解のほどお願い申し上げます。

危機管理部からは、以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） おはようございます。

建設部より、舩木議員の御質問の危険空き家や建造物の点検・調査の安全対策指導、警告という質問にお答えいたします。

危険空き家や危険な建造物の安全対策につきましては、区長さん及び近隣の住民より通報があった場合、現地を確認し、地権者や所有者に対して直接連絡をとり、安全対策等について指導をしております。

また、特定空家につきましては、紀の川市空家等対策計画に基づき、紀の川市空家等対策協議会で審査していただき、ことし8月、和歌山県特定空家等の判断基準により1軒が特定空家に判定されました。

今後は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に沿って、特定空家と判定された物件につきましては地権者に助言・指導を行い、十分な安全対策をとっていただけない場合、勧告を行い、固定資産税の住宅特例制度が適用除外となり、その後、命令・代執行を法の基準に沿って執行していきたいと考えております。

また、仮に大規模災害等が発生し、家屋が市道に倒壊して通行の支障になった場合においては、市において道路の障害物を撤去し、早急な通行の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから、舩木議員御質問の4点目のうち、学校での避難訓練や防災教育は、そして学校への通学途中等々での気象警報が発令されたときの対応はという御質問に対する答弁をさせていただきます。

学校における防災教育及び避難訓練等につきましては、平成23年3月の東日本大震災

の発生を機に、本教育委員会においては学校防災マニュアルを作成し、それらの教育等に取り組んでまいりました。

また、昨今の過去に例のない大雨・洪水等の異常気象による災害や、昨年度の本市における浸水害等の発生を受け、本年度7月に学校防災マニュアルの改訂を行ったところでございます。

改訂した学校防災マニュアルでは、今までのマニュアルをより充実させるとともに、児童・生徒の災害に対する「自助」・「共助」の精神の学習や各教科領域における「防災教育」の位置づけを明確にいたしました。また、各学校の実情を考慮し、浸水害やため池の決壊等を想定した具体的かつ個別のマニュアルを各学校単位で作成し、より実践的な避難訓練等を実施することとしております。

それから、通学途中で気象警報が発令された場合についてですが、既に学校に到着した児童・生徒は基本的に帰宅することになりますが、当日の気象状況や学校の実情に合わせ、子どもたちの安全に十分に配慮し、集団下校等を行うなど臨機応変に対応しているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 福祉部より、保育所・保育園通園途中で気象警報が発令されたときの対応についてお答えいたします。

保育所または保育園を利用される児童の登園時に職員が保護者から直接お預かりさせていただき、体調等注意して観察すべき点や要望についてコミュニケーションを図っています。

警報発令・地震発生時における保育所の対応については、入所案内とともに文書にて配布をさせていただいております。

その内容は、登園時「暴風・大雨・洪水警報」のいずれかが発令された場合、児童の安全のため自宅待機をお願いいたします。ただし、保護者の仕事等の都合上、どうしても保育が必要な場合は、保育所へ連絡の上、安全に十分注意していただき登園していただきます。

登園後に同警報が発令された場合、児童の安全のため速やかなお迎えをお願いします。ただし、保護者の不在等の場合や帰宅が困難な場合は、児童は保育所で待機いたします。

また、学童保育を利用される児童は放課後以降の利用となりますので、保育所の登園後と同じ対応とさせていただいております。

次に、「特別警報」・「震度5以上の地震」が発生した場合、保育は行わず休所・休園となり、登園後に同警報が発令された場合には、安全が確保されるまで保育所での待機を原則といたしまして、避難指示等を踏まえ児童の安全に十分配慮した速やかなお迎えをお願いしています。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 船木議員の質問の今後の池の管理、災害対策は

どう進めていくかの質問について、答弁させていただきます。

近年、局部的集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけではなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しております。

特に、近い将来、高い確率で発生することが予想される「東海・東南海・南海地震」の地震動により、ため池が決壊に至ることが懸念される中、西日本豪雨災害では土砂流入や堤の損壊などの被害が出たため池が18府県で、少なくとも907カ所に上り、うち決壊は6府県の31カ所の被害が発生しております。

議員質問の警戒を要するため池等の保全管理をどのように推進するのかについてですが、紀の川市内では777カ所のため池がため池台帳に登録されており、紀の川市地域防災計画に掲載されているうち、警戒を要するため池は131カ所となっております。

ため池の管理については、農業従事者の減少や高齢化、宅地開発等で受益者の少ないため池もふえ、受益者だけでは対応できなくなってきました。

こうした農村地域の集落機能の低下により、地域の共同の活動によって支えられている各施設にも支障が出始めている中、地域の活動を費用面から支援するという事で、農村環境を継続してもらうことを目的とした「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払事業」で支援をしているところでございます。

また、堤が高く決壊した場合に住宅や公共施設へ影響を与えるおそれがあるものについて、順次計画的な整備を相談申し上げるとともに、改修内容や極力地元負担が大きくなり国・県補助事業への事業採択などの取り組みを鋭意行っているところでございます。

次に、ため池ハザードマップの策定の現在の状況と利活用についてですが、受益面積5ヘクタール以上で貯水量1,000トン以上のため池については、県営事業等で改修を進めています。しかし、改修には多額の事業費や長期間が必要なことから、ため池下流に住宅が密集している箇所も多数あり、ため池ごとに、より詳細な浸水被害区域を想定し、近傍の避難場所・避難方向・避難時の危険箇所・水深・到達時間等を明示した詳細なため池ハザードマップを平成29年、平成30年度において作成し、地震や豪雨による災害時に安全に避難できるようにしているところでございます。

ため池のハザードマップ作成するに当たり、地元関係者の方々と一緒になってワークショップを進め、丸栖地域で実施された防災訓練においても活用いただいております。今後も、ため池ハザードマップの活用を促し、防災・災害への意識を高めてまいります。

次に、太陽光発電が設置されているため池が崩壊し、下流に被害が起こらないのか、また、その対応についての質問ですが、ため池の維持・補修・修繕等の管理は、その水を受ける農家や農業団体が行っていますが、農家の後継者不足の近ごろでは賦課金増や農業団体の弱体化が相重なって、ため池の維持管理等に支障が出てきています。

このため、地元水利組合では、太陽光発電で得た使用料を農業施設の管理費用に使っていただくという条件で設置しております。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 再々質問、市長にお願いいたします。

本市の第1次長期計画では、非常に。

○議長（坂本康隆君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前11時09分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

なお、箕輪代表監査委員から、この後の会議について、所用のため欠席する旨報告がありましたので御了承願います。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

改めまして、再質問はありませんか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 再質問、ありません。

○議長（坂本康隆君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、14番 川原一泰君の一般質問を許可をします。

14番 川原一泰君。

○14番（川原一泰君）（質問席） こんにちは。

皆さん、おっしゃることですが、おとといの台風21号の大変なすさまじい台風が上陸したために、大変な被害をこうむられた方、こういった方々に対して心からお見舞いを申し上げたいと、このように思います。

では、今議長から許可を得ましたので、質問を行いたいと思いますが、きょうの私の質問については、紀の川市の人口減少対策についてということで、分割方式で質問、お尋ねをしてみたいと、このように思っています。

この人口減少問題については、全国1,800余りの自治体があるわけなんですけど、どの自治体においてでも一番頭の痛い問題じゃないかなと、このような気がいたします。全国で1道1都2府43県あるわけなんですけど、この中においてでも今もなお人口がふえておるといふ地域、数ございませんで、あえて申し上げますと、東京、埼玉、神奈川、千葉、愛知、そして沖縄、この六つの地域では今もなお人口がふえておるといふ状況でございます。残りの41道府県においては減少の一途をたどっておるといふことでございます。

このふえております6地域においてのふえ方ですが、この中には非常に外国人が占める割合が非常に高くなってきていると。それは、外国人が今、全国でどのくらい住んでおるのやということになりますと、これが249万7,656人という数字が今出てございます。

そういうことで、昭和43年4月1日に、これは日本人の人口の数でございますが、このときには1億198万8,020人という人口数になってございます。そして、昭和44年から人口がふえ続けまして、一番ピークになった時期、人口が一番ふえた時点、これが平成21年4月1日の人口調査の折でございまして、このときの人口数は1億2,707万6,183名という数字になっているわけなんです。そして、平成22年からまた人口減に転じまして、そしてことし、平成30年1月1日の人口調査においては1億2,520万9,603名、これだけ減ってきているわけなんですね。約9年間の間に減った人口は186万6,580人という、これだけの人口が減ってきているわけなんです、そういう人口の流れがそういう流れになっているわけなんです。

この間、先々月の7月の初めごろでしたが、家でテレビを見ていますと、総務省の中に人口減少問題研究会という部署があるわけなんです。その中で、野田総務大臣と関係者の方々がいろいろ話をしているのを聞いていますと、2040年には、今、全国で1,800余りの自治体があるわけなんです、そのうちの25%の自治体は、今現在の人口の約半分になっていくだろうと。そして、その25%の自治体の中で、さらに自治体運営ができなくなるような状態まで人口が減ってしまう自治体も出てくるだろうと、こういう話をしてございました。

そうになってまいりますと、地域の経済の停滞、あるいはまた地域の文化の喪失、さらには自治体自身の財政の悪化、こういうことが前に出てくるだろうと。そうになってまいりますと、非常に自治体の運営はやりにくくなるというのが、いろんな悲しい方向性として会話の中に出ているんです。

そういう状況の中、自治体自身は何とか人口減少対策として減っていくのを阻止して、そして横ばい、もしくは少しでもふえる方向に何とかええ施策はないもんか、対策はないもんかということで、各自治体ともに考えておるわけでございますが、対策はなかなか出てこない。

そういった中で、一つだけはっきり言えること、これは皆さんがどんな感じ方をされているかわかりませんが、自治体間、あるいはまた地域間の住民の取り合いになるだろうと、これから人口減少に対して、そういう方向性が出てくるだろう。これは具体的に申し上げますと、地球温暖化によっていろいろな天災が、災害が全国でも頻繁に起こるようになってきているわけなんですね。

きょう朝からも北海道で地震が起こってございましたが、一番きつところで震度6、これは大変な地震でございますわな。そして、おとといの台風であり、ことしになっても非常に幾つか強い台風が上陸してきた経緯もありますが、そういう台風が連れてくる、また水害、梅雨前線がいろいろ終盤に大雨を降らす地域が非常にふえてくる中で、洪水・水害の災害が起こる状況が勃発するわけなんですね。

そういう状況の中で、移住・定住を考える方々、真剣にこの問題を考える方々が非常にふえてくる傾向にあるということは、これは言えると思うんです。そういう状況の中、移

住・定住を考える方々は、安全・安心で住める地域、いわゆる自治体、地域を選択していく方向が出てくるわけなんです。そうやってまいりますと、自治体自身の立地条件であり魅力、そして発展的要素を持っているかどうか、その地域が持っているかどうか、こういった問題が非常に取りざたされるようになってくわけなんです。

そういう中で、これからは移住・定住を考える方々が自治体であり地域を選択をして選んで、そして自分の安住の地を求めてくる傾向にあると、このことが先ほど口汚く申し上げたかも知れませんが、住民の取り合いという一つの流れになってくる、それとイコールになるんですが、そういう流れがこれからは非常にこれだけ全国に災害がふえますとそういう方向性が必ず出てくるだろうと、このように思うわけなんです。

この間、9月1日の防災の日には、安倍総理大臣が全国ネットでコメントを演説してございました。何を言われていたかと申しますと、中身は南海トラフの問題でございます。この南海トラフは、静岡から四国の沖までの間に東海・東南海、南海の地震帯、三つの地震帯があるわけなんです、これが連動して大きな地震として発生した場合、あの東日本の大震災、大津波をまだ越えてくるだろうぐらいの大きな地震になると。そして、さっき船木議員も申しておりましたが、30万人の方が亡くなると、これは安倍総理大臣が言っていたわけではございませんが、その地震に詳しい方々の中で推計として出していることではございます。そして、今から30年間の間にこの南海トラフが発生する可能性、発生する確率、1年ごとに高くなってきているという推計が出されてございまして、そうやってまいりますと70%、もう優に超えてきているというような推計が出ているわけなんです。

そういう状況になってまいりますと、太平洋沿岸の自治体においては、まず地震対策をせないかんし、津波対策をせないかん。さらには、人口が流出するのを防がないかん、こういう対策が太平洋沿岸の自治体においては是が非でもやっていかなくちゃならないような状況になってきているんです。和歌山県にも幾つかの太平洋に面した自治体がございます。その自治体においてでもしかりであります。

そういう状況の中で、和歌山県に30の自治体があるわけなんです、この中においても自治体間の格差、先ほど申し上げました立地条件はどうか、そしてその地域が非常に魅力のある地域なのか、さらには発展的要素を持った地域なのか、こういった角度から問うたときに、和歌山県全体の30の自治体の中でも非常に格差がついてくる。

それじゃ、紀の川市はどうなんやと、そういう意味から見て、紀の川市はどういう位置におるのよということになるわけなんです、私自身は、岩出市は今の名を人口増の方向で和歌山県の中でトップを走っているんです。わずかではございますが。その岩出市に、紀の川市がひっついてあるわけなんです、非常に私から見させていただいて、この紀の川市の立地条件というものは非常にいいものがある、そして年間通して非常に温暖で生活のしやすい地域でもありますし、ずっと言われてございます「フルーツのまち」として米をつくっても何をつくっても非常にいいものができる。そして、生活していく上に

において一番水が大事でございますが、水量豊富な紀の川市がある、こういう状況であって、さらに今、京奈高速がついて、紀の川インターから関空に向けての直接道路も、中村市長を中心にして、そして徐々にいい方向に進んできている。そして2,000万人の消費者を抱える大阪府と徐々に近くなっているわけなんです。

こういう方向の中で、非常に紀の川市に対しての経済効果というものも期待をされる状況になってきているわけなんですね。そういうもろもろのことを考えたときに、非常に紀の川市は立地条件から始まって非常に魅力のある地域になってきているということは、これは私だけやなしに皆さんも恐らく考えているだろうと、このように思うわけなんです。

そういった中で、紀の川市も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、こういった中にしっかり紀の川市の方向性書かれてございますし、さらには「第2次長期総合計画」の中にも、これからの紀の川市の方向性というものをしっかり書いてある。そういう状況の中で、書いてあっても基本構想をつくって、基本計画をつくって、そして実施計画をつくる、ここまでいかんと何の意味もないわけですね。この人口問題にしても、今、基本計画でとまってしもたらあかんわけなんです。実施計画まできっちりやっていくべきだと思いますし、その時期にも来ていると思う。

そういう状況の中で、先ほどから申し上げましたとおり、これからは非常に日本の国というものの中で、災害がふえる方向にある。そして、移住・定住を考えておる各地域の住民の皆さんが非常にふえる傾向にもある。こういう方向の中で、いかにして紀の川市の魅力、そしてそういった方々に紀の川市のよさというものをいかにして知らしめていくかということ、この方向に対しての市当局の執行部としての人の考え方、対策、こういったものをまとめてひとつ企画部長のほうから御答弁をいただきたいなと。

第1回目の質問でございますが、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 川原議員の御質問にお答えさせていただきます。

川原議員御指摘のとおり、人口減少問題は全国ほとんどの自治体の共通した重要な課題であり、紀の川市におきましても、国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計に基づき、2015年、平成27年に設定した「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、2015年の紀の川市の人口6万3,245人が、45年後の2060年には、ほぼ半分の3万4,052人となる推計となっております。

この大幅な人口減少により、地域の経済の停滞、地域文化の喪失、市の財政悪化が見込まれ、人口減少の大きな要因となるさまざまな課題に対し、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指して、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、平成27年度を初年度とし、以後5年間の目標として「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めているところでございます。

昨年、全般的な市の施策の方向性を示す計画である「第2次紀の川市長期総合計画」を平成30年度を始期とし、9年間の計画として策定しております。また、「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「紀の川市長期総合計画」において示した人口減少対策について、重点的・補完的に推進すべき事業として位置づけ、取り組みを進めているところでございます。

ただし、議員御指摘のとおり、人口減少対策における施策については、一步一步着実に努力を重ね、取り組んでいく必要が今後もあると考えております。

例えば、紀の川市にたくさん潜在する魅力ある地域資源の中で、最大のPRポイントの一つは、議員のおっしゃるとおり「紀の川市の立地条件」だと考えております。

関西国際空港のある泉佐野市に隣接し、阪和自動車道と直結した京奈和自動車道のインターチェンジが2カ所あり、大阪府や奈良県とのアクセスが非常によいという条件が魅力と考えております。

また、種類が豊富で生産量も全国トップクラスの農作物の生産を誇っており、四季を通じて味わうことができる果物や加工品も魅力の一つであると考えております。

さらに、近畿大学生理工学部の立地を生かした各産業の活性化に向けた連携など、紀の川市の地域資源のポテンシャルは、さまざまな分野で非常に高いと考えております。

これらの地域資源を今後も生かしていくため、これからの移住・定住対策として、紀の川市の魅力や資源について、都市部をはじめ市内外に向けて戦略的に発信し、市の認知度と交流人口の増加を目指した「シティプロモーション事業」に、さらに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、現在、市の魅力をより効果的に発信するため、PR動画の制作もこのシティプロモーション事業の一つとして進めているところでございます。

また、少子化対策においては、出会いから子育てまで、市民のライフステージに寄り添った切れ目のない支援を目指し、子どもを産み、育てやすい環境をさらに整えていきたいと考えております。

また、雇用の場づくり、通勤の利便性の向上など、「住環境の充実」を目指し、働きやすく暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、将来的に安定した財政運営に向け、自主財源の確保の観点から「ふるさと納税」の拡大も図っていききたいと考えており、今後、「第2次紀の川市長期総合計画」や「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に基づき、先ほどから申し上げました取り組みについて、今後も精力的かつ着実に進め、紀の川市の人口減少の抑制に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

14番 川原一泰君。

○14番（川原一泰君）（質問席） ただいま企画部長のほうから御答弁をいただきました。

基本的には、その「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、この中身、そして「第2次長

期総合計画」の中に書かれておるこれからの紀の川市の方向性というものに対して、しっかりふんどうし締めて、これを実現するために努力していくという方向性だと思うんですが、移住・定住の問題についても、今、少し触れていただいていたのですが、私のきょうの質問は、これは一番主たる聞きたいことは、移住・定住を考えとる方々をいかにして紀の川市のよさというものの、これを知らしめるかと、ここなんですね。非常に私が知りたいのは。

そういう意味で、いま一度、非常に災害がふえる傾向の中で、それに比例して移住・定住をしっかり考えていく方々が、この人らもふえる傾向にあると、そういう状況の中で人口減少に対してしっかり取り組もうとすれば、こういった方々をいかに紀の川市に來てもらうかというこの方向が、非常に的を射た方向だろうと、このように思っておりますので、いま一度この方向に対しての対策、執行部の考え方、改めてひとつ答弁をいただきたいと、このように思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 川原議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、人口減少対策として移住・定住に関する施策は、「第2次紀の川市長期総合計画」においても、また「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、効果的な取り組みの一つであることを認識しているところでございます。

先ほど、答弁させていただきました内容と一部重複いたしますが、人を呼び込む移住対策や、安心して住み続けていただく定住対策に関する具体的な取り組みにおいては、大消費地の大阪に隣接していることや関西国際空港に近いこと、また京奈和自動車道などのインフラ整備が整ってきたことなど、紀の川市の最大の魅力の一つである「立地条件」を生かすことが最大の施策として取り組んでいく必要があると考えております。

また、議員の御指摘のとおり、地震等における自然災害の面においては、紀の川市は今後約30年以内に発生する確率が高くなっている東南海・南海等の地震による津波に対する不安要素は取り除けるなど、現在の紀の川市の立地条件をはじめ、さまざまな魅力ある資源を、より積極的かつ効果的に市内外にPRを進めていくべきであると考えているところでございます。

安心して住み続けていただくために、また移住・定住先を考えている方々から、移住・定住先として紀の川市を選んでいただけるように、関係する部署と連携の上、「紀の川市の立地条件」を最大限に活用し、移住・定住を促進する事業の充実を図り、紀の川市の魅力を効果的に発信する「シティプロモーション事業」を中心に、積極的なPRと関係する事業の推進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

14番 川原一泰君。

○14番（川原一泰君）（質問席） ただいま再質問で部長の答弁をいただきました。

次は、再々質問になるわけですが、今回、人口減少対策ということで質問させていただく中で、私なりのいろんな思いををる申し上げてまいったわけなんでございますが、その中身に対して、中村市長の見解、答弁としていただけたらなと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、紀の川市は災害に強いといえますか、自然災害を最小限に食い止められるべく、これからもっともっと頑張っていかなければ、1点はそう思います。

それと、議員が言われました若者が定住できる、また他地域から紀の川市に住みたいと思ってもらえる紀の川市にということも一番大事であります。私が常々合併当所から申し上げておるところでは、「基幹産業は農業である」ということの中で進めをしてまいりました。その農家の息子さんたちが小学校や中学校、高校までは地元でおられますが、就職する場合には紀の川市から出て行って県外に、都会にということで、60歳の定年を迎えてからふるさとに帰ってくるというのが本当に多いわけで、その基幹産業の農業、私は貴志川町時代に圃場整備というものを促進してまいりました。紀の川市になってからも、それを声を大にして、また担当課ではあらゆる農業者に対して圃場整備の推進をしてまいりましたが、いまだ貴志川以外のところで圃場整備の状況が、実態が生まれてこない。そのことが、私は就労の高齢化、後継者不足等々の中での農業を守っていくためには、地元の企業へ勤めながら、土曜・日曜のその先祖代々の農地を守っていく、そういう家庭をつくっていくことがまず大事ではないかなということを一番思っていました。

そんな中で、何でもとれる、果物、野菜のとれる紀の川市に、いろいろな面で京奈和もつuita、関空行く道路も、まあいつとはわかりませんが、何とかしたいということの中で住みたくなる地域にしていくことは最も大事であります。まず今まで住んできた紀の川市を守っていくためには、その農地を持った皆さん方も一緒になってこの紀の川市を守っていくべく努力すべきではないかなと、それを一番先に思うわけであります。

そんな中で、もう回あるごとに申し上げているんですが、個人的なといいますか、トヨタ自動車に勤められている愛知県や名古屋の発展しておりますけれども、私はトヨタに勤めておったという社員でも、背広着てネクタイ締めて、机に向かって仕事しているのではなく、ものづくりをしているわけですね。そんな中で、紀の川市にはものづくりの中小企業の優良な企業がたくさんあるわけでありまして、また進出を求められている状況の中で、企業誘致をやらないかということで、北勢田の工業団地もつくり、完売できましたが、また次の企業誘致に向かって造成もしていく、そういう計画を立てながら地元の企業に勤め、家から作業服でその企業に勤められる、そして土・日は先祖代々の農地を守っていく。その守っていくためには、圃場整備もして効率的な農業ができる、そういうことがまず大事ではないかなと。

そんな中で、外からも、紀の川市はその企業もいいし、果物・野菜も豊富だということの中、また大阪にも近い、京奈和自動車も完成した、そんな地域づくり、そんな中で、まずは安全・安心、先ほども申し上げましたが、安全・安心の強い紀の川市であるということとをPRしながら、今後皆さん方と相談をさせていただきながら、これから先、まだまだ減っていくであろう人口減少に向かって、それらの対策を今後進めていくことが大事ではないかなと。

まだまだ守っていくことあるんですが、書いておりませんので、この程度にしておきますけれども、今後相談をさせていただいて、一緒になって紀の川市づくりを考えていけたらと、そのように思っております。

○議長（坂本康隆君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、9番 中村まき君の一般質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

まず、市民の声を行政に反映させる取り組みについての質問を許可いたします。

○9番（中村まき君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず、市民の声を行政に反映させる取り組みについて質問します。

平成18年から平成29年までの間で、パブリックコメントは37回実施されています。しかし、意見の提出があったのは58件です。この37回の中には、パブリックコメントを実施したにもかかわらず提出された意見は0件という内容のものも数多くあります。平成22年3月には、訓令ということで、「紀の川市市民意見募集パブリックコメント手続要綱」が出されています。このような状況のパブリックコメントが、本当に市民の声を聞くという働きをしているのかという点から質問します。

まず、パブリックコメントを行う目的は何ですか。お伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 中村議員の御質問にお答えいたします。

紀の川市市民意見募集、パブリックコメント手続要綱は、平成22年3月に制定しており、その目的を市民意見の募集、パブリックコメントの手続に関し必要な事項を定めることにより、計画の策定や事業の実施に当たって市民の皆様から意見を募集し、市の行う取り組みに参画していただき、御意見を市政運営に反映していくことと定めております。

以上が、目的となります。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、そのパブリックコメントを実施するということ
を市民への周知をする際の方法とその時期はどうなっていますか。

○議長（坂本康隆君） 答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 方法につきましては、パブリックコメントを実施の
際、担当課から市の広報誌やホームページでその計画などの概要や意見をいただく方法な
どについて事前にお知らせする方法となります。

また、内容の閲覧につきましては、担当課や支所、またホームページにより行ってい
ただき、意見を募集しております。おおむね2週間から1カ月程度の期間を設け、意見をい
ただく期間を定めております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） そしたら、広報やホームページでパブリックコメント
を実施しますというお知らせをする時期というのは、パブリックコメントを行うどれくら
い前になりますか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） それぞれ所管する部署において、パブリックコメン
トをいただく期間を全体のスケジュールの中でまず検討します。その中で、まず広報誌等
でパブリックコメントを実際に意見を受け付けする期間をいつからするかを定め、それに
応じて広報誌の発行日と調整して行います。よって、広報誌の発行が基本的には毎月1日
発行となりますので、それが皆さんの御家庭に届いてから受け付けをできるような状態に
する方法で実施しております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） そしたら、広報誌の発行に合わせてお知らせしている
時期が長いときと短いときとかあると思います。それでは、行政にとって民意というのは
どういう位置づけのものになりますか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） パブリックコメントをいただく目的等につきましては
は、先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、紀の川市市民意見募集、パブリックコ
メント手続要綱に規定がございます。

なお、市としまして、市民の皆様の民意につきましては、それぞれの計画や事業を検
討・協議、もしくは決定する上で非常に大切なものと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 民意というのは非常に大事なものと、今お話があったんですけども、昨年、平成29年度は、第2次長期総合計画基本構想や第2次地域福祉計画、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、第2次健康増進計画、第2次長期総合計画基本計画、第3次行財政改革大綱、第2次男女共同参画推進プラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂の8件のパブリックコメントが実施されています。

しかし、意見が寄せられたのは、第2次地域福祉計画に6件、第2次健康増進計画に11件、第2次長期総合計画に4件のみです。これでは、本当に民意を聞けたとは思えませんが、これについてはどう考えていますか。この状況で、パブリックコメントの本来の民意を聞くという目的が有効に機能していると考えているのでしょうか。お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 議員御指摘のとおり、実施回数といただいた御意見の数から考えれば、パブリックコメントの制度につきましては、その制度や目的の周知・啓発、または実施の際はその方法などについて今後は研究も必要と考えております。

なお、紀の川市が行う計画などの策定においては、市民の皆様に積極的に御参加していただき、その御意見を反映していく方法の一つとしてはこのパブリックコメントも有効な一つの手段であると考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、そのパブリックコメントを行い、寄せられた意見はどうされてきましたか。全てが計画に反映されるとは思っていませんが、反映できる分についてはどのようにして民意を酌み上げてきたのでしょうか。また、どう酌み上げた分を、意見を寄せてくれた方にどう返していったのでしょうか。お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、担当課または別途組織した審議会などで計画への反映などについて、協議・検討を行っております。

なお、御意見具体的に生かせる場合、また御意見の趣旨を包括的な内容で生かせる場合、もしくはまた具体的な事業を生み出すきっかけとなる場合など、さまざまなケースがあります。それぞれの担当部署において十分に協議・検討を行い、計画等の策定に取り組んでいるところでございます。

なお、現在のところ、御意見をいただいた方への回答の方法につきましては、市の考え方が決定次第、市のホームページにおいて御意見に対する市の考え方を改めて公表させていただきます。

なお、公表後に御本人から説明を求められた場合におきましては、直接説明する機会も設けさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 第2次長期総合計画には、「ともに参加しよう、市民参画によるまちづくりを進めることにより、市民と行政が一体となった行政経営を行っていただくことが重要である」と掲げられています。そうであるならば、時間的に余裕を持ったスケジュールで計画策定の分に取り組んで市民の意見を聞くことやワークショップのようにふだんのような対話から意見が出やすいと考えるのであれば、職員さんが市民のもとへ出向いていって声を聞くということも一つの方法ではないかと考えますが、パブリックコメントが有効的に活用されていないこの状況を改善していくべきではないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） より身近な方法で御意見をお聞かせいただくという観点から、現在各種計画等におきましてはその策定の機会に市民ニーズ把握するアンケート調査、また計画などの作成初期段階におきましては、市民参加によるワークショップなどを開催し、幅広い世代の皆様に御参加いただき、さまざまな声をいただく機会を設け、市民の皆様の御意見募集に努めてございます。

なお、計画そのものの策定する期間がそれぞれの所管の部署において、1年もしくは2年と、それぞれ検討する期間がさまざま違うことから、それぞれ市民の皆様の御意見をいただくその方法につきましては、それぞれの計画において必要な期間を定め、より効果的な方法で実施する方法が一つ、もしくは二つと、あるいは先ほどから言っていたかとおおり、パブリックコメント、もしくはアンケート調査、それからワークショップなど、それぞれ組み合わせるというふうに工夫して今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 終わりますか。

〔中村議員「はい」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、市民の健康を守る取り組みについての質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 次に、市民の健康を守る取り組みについて、質問します。

ことし3月に、第2次紀の川市健康増進計画が策定されました。この中で、計画の理念として、「食べて 動いて 笑って のばそう健康寿命」と設定されています。また、この計画を踏まえて、横断的かつ総合的な健康づくり施策の推進を目指し、庁内関係課による健康づくり推進庁内会議を組織し、健康づくりに関する情報や課題等の共有を図ります。また、健康づくり推進庁内会議では、「健康づくりに関する施策、企業が効果的・効率的に展開できるよう継続して検討・協議を進めます」とも書かれています。健康寿命を延ばすという理念は、とてもよいことただと思っています。

では、実際はどうかということ、今回質問させていただきます。

まず、この健康づくり推進庁内会議の立ち上げるきっかけとなった背景とはどのようなことでしょうか。お伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいま御質問いただきましたことに対して御答弁申し上げます。

「健康づくり推進庁内会議」とは、平成24年7月25日付で作成いたしました要綱に基づき設置したもので、その背景には、平成23年度に策定いたしました「紀の川市健康増進計画」をより実効性のあるものとするため、市役所内の関係各課による「健康プロジェクトチーム」の立ち上げが必要であると計画に盛り込んだことによるものでございます。

庁内会議の委員は、関係各課の所属長が推薦し、市長が任命するという形で選任されてございます。

その委員構成につきましては、「健康づくり」に関係のある事業を展開していると考えられる市民部国保年金課、福祉部では社会福祉課、障害福祉課、こども課、高齢介護課、農林商工部では農林振興課、教育部では教育総務課、生涯学習課、生涯スポーツ課、それに「長期総合計画」を所管いたします企画部企画経営課、そして事務局でございます市民部健康推進課の計11課から選任し活動しているという状況でございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 答弁いただいた健康増進計画を実効性のあるものとするためという説明がありました。この健康づくり推進庁内会議のホームページには、「庁内会議は課の垣根を越えたさまざまなメンバーと市民の皆様で構成する健康づくりワークグループとが連携し、市の健康づくりに関する情報の発信や健康づくりのきっかけとなるような事業を行う」と書かれています。このような本来の目的を果たすために、「市民と市役所の健康づくり関係課をつなぐ場」ということもホームページには書かれています。この市民と市役所をつなぐ場という本来の機能が果たしているのでしょうか。その機能を果たすために、この庁内会議ではどのようなことが話し合われているのでしょうか。お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 会議では、「健康づくり」に関する事業の情報交換及び連絡調整、健康づくりの実施、また推進に必要な調査研究及び評価などについて話し合いを行ってございます。

また、市民と協働で進める具体的な事項につきましては、「健康増進計画」策定時にワークショップに参加していただいた方々の中から希望者を募り、「市民健康ワーキンググループ会議」を設置し、「健康づくり」に関する提案をしていただくこととしてございます。

なお、庁内会議やワーキンググループ会議で話し合っていた事項のうち、市民の「健康づくり」に関して重要な事項につきましては、別途要綱で定めました市長の諮問機関でございます「紀の川市健康づくり推進協議会」に提案をいただき、審議・承認の後、市長の決裁を仰ぐということになってございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、話し合われたことをもとにどのような取り組みがこれまで行われてきたのでしょうか。そして、その取り組みにおいて関係課が本当に横断的に取り組んでこられたのか、または取り組めるような体制となっているのかどうかをお伺いします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） これまでの取り組みといたしましては、平成26年度から実施してございます「チャレンジ100万歩」では、当時には、運動習慣者は11.7%と、1割程度であった市民を3割に上げることを目標とし、実効性が図れるように「庁内会議」や「ワーキンググループ会議」で協議・検討をしていただき、その後、「健康づくり推進協議会」に諮り、本市健康づくりの取り組みとして始めたもので、現在では運動習慣者は29.9%という結果が得られるようになり、目標でありました3割に近づいているという状況でございます。

今後とも、市民が効果的に健康づくりを実践、また推進できるよう各部各課から、御指摘いただきましたが、横断的に、本「庁内会議」に提起いただいて、協議の上、さらに情報交換、また連絡調整を継続していきたいということが重要であると考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今、答弁いただいたように、運動習慣がついてきた方がふえてきているということなんですけども、私が一つ気になるのが、市役所の中でどんどん話し合われてチャレンジ100万歩に取り組むことを決めたかと思うんですけども、肝心の市役所の中の職員さんたちはどのくらいの運動習慣者がいるのかということが私はちょっと気になります。

次に、国のほうでも、ヘルスケアポイントを活用した個人に対する予防・健康づくりの推進として健康づくりへの取り組みをした健康保険加入者に対してポイントを付与することを進めています。健康無関心層の巻き込みも念頭に置いた健康づくりに参加するきっかけ、ゲーム性のあるプログラムも含めた本人の努力や成果を評価する健康づくりの継続支援、自主的な取り組みを支援することや取り組みが習慣化した後の対応などの活用として、ポイントを付与するということに対してあり方も提示されています。これについて、市はどう考えますか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 国では、筑波大学などが中心となって、大阪府高石

市など「スマートウエルネスシティ総合特区」に参加した自治体とともに、平成26年12月から実施した「健幸ポイント」というインセンティブ、すなわち「健康の保持・増進に向けた、やる気を起こさせるような刺激や動機づけ」が、健康づくりに実際どう寄与するのかをテーマに掲げた大規模な実証実験が実施され、その結果、健康情報を積極的に入手しようとしないう無関心層には、「健幸ポイント」の付与は、「健康づくり」の動機づけにつながるという結果を有効であるとしてございます。

紀の川市においては、国が当該検証結果をもとに、「無関心層に有効」と判断した「健康ポイント」付与によるインセンティブは、これまで健康に無関心であった部類の方々はもちろんのこと、単に未受検であったという方への健康意識向上に向けた動機づけに、一定の効果があるのではないかと改めて考えさせられている状況でございます。

その一つの理由といたしまして、現在、集団検診の費用は全て市が負担し、個別検診においても、胃がん検診の際に受診者に2,000円を御負担いただくほかは全て市が負担し、検診受診者の負担軽減に努めているところでございます。

また、検診申込書を全世帯に郵送し、申し込みがあった方には、お一人お一人の受診票を検診1カ月前には送付するなどしてございます。

このような事務の実施方法も、受診者を配慮したインセンティブ効果を見込んだ取り組みの一つでであると考えてまいりました。

しかしながら、残念なことに、みずからの意思で申し込まれた方のうち、受診票が送付されても受診票を紛失、あるいは放置された状態で、結果として受診しなかったという方の割合が、集団検診では約3割、個別検診では約5割に上っているという現状がございます。

ちなみに、平成29年度実施の「健康アンケート」の中では、「検診を受けない理由」で一番多かった回答は、「何となく受けていない」が34.2%という結果でございました。

以上の事象から見ても、本市においても、無関心層への対策として「健康ポイント」の付与などインセンティブの取り組みが必要とされる状況にあると考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 検診の受診率も思うように伸びないというところで、私は、以前健康寿命を延ばすための取り組みとして、健康ポイント、ヘルスケアポイントを導入してはどうですかと一般質問で提案させていただきました。

そのとき、市長は、「検討、勉強していい面については導入していけたらと思っている。今後の課題として理解していただきたい」との答弁でした。そこで、その後、どのように勉強や検討されたのか、伺います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 中村議員から、平成27年第3回定例会におきまして質問いただきました「健康ポイントの導入について」でございますが、庁内会議におい

て、事務局提案をした経緯が確かにございますが、財源確保という課題もございまして、その後の取りまとめにつきましては、思うような進めはできておりません。

ただし、国は「健康ポイント」の有効性については認めても、財源の支援はいまだ明確にせず、医療保険者や企業、各自治体の裁量に任せている現状にあると聞いてございます。

今後は、財源確保の課題も含めて、改めて御指摘の「健康づくり推進庁内会議」や「市民健康ワーキンググループ会議」等で協議・検討し、「健康づくり推進協議会」でさらに審議いただき、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今も答弁いただいたように、以前提案させていただいたときは、財源確保という課題もあると答弁がありました。では、今後は無関心層への取り組みも含めて具体的にどのような取り組みにつながっていくのでしょうか。お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 当市では、このたび、新たに策定いたしました「第2次健康増進計画」で、先ほども議員から御指摘ございましたが、「食べて 動いて 笑って のぼそう健康寿命」を合い言葉に、「紀の川市民健康づくり11カ条」の関心度を高め、健康行動につながる啓発を市全体での取り組みとすることを改めて確認してございます。

特に、無関心層の方が継続的に取り組みを続けるためには、比較的短時間で効果を実感してもらえる魅力的なインセンティブ、すなわち動機づけを設定し、対象とする集団全体に働きかける方法で広めていければと考えているところでございます。

さきにも申し上げましたが、「健康ポイント」に関するエビデンス、いわゆる科学的根拠でございますが、これが示されているということでございますので、「健康ポイント」の導入も含めてまして、無関心層の方々への働きかけを改めて検討していく必要があると認識しているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 無関心層へ働きかけて改めて検討していくということなんですけども、最近では、健康づくりのためのアプリというのもふえていて、例えば、スマートフォンの歩数計機能と連動した「あるくと」というアプリでは、Tポイントと連携してまして、1日の目標歩数が設定されていたり、いろいろな条件をクリアしていくいろいろな商品と交換できたり、Tポイントに交換できるというゲーム感覚で取り組めるアプリがあります。

これは、団体機能もついていることから、既に神奈川県ヘルスケア事業や東京の墨田区や杉並区の健康推進事業にも同様の健康づくりアプリが採用されています。健康づくりに対して無関心層にも効果のある取り組みだと思いますが、特に今の若い人にはこういうアプリも使いやすいんじゃないかと思うんですけども、似たようなアプリの導入などはこ

れまで検討されてきたのでしょうか。お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま御提案いただきましたスマホアプリを活用したインセンティブの取り組みにつきましては、無関心層への取り組みには、年齢階層に合致した手法も検討していく必要があるかと考えられます。そうした観点から、スマホの普及に比例して、今やアプリの活用は時代に則した有効なツールとして十分に考慮し、今後の取り組み事例として、協議・検討の場に諮ってまいりたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 前回、3年前にこの健康ポイントを提案させていたときの市長の答弁でも、市民の健康のためにはあらゆる取り組みが大事ではないかと思っていますと言われています。このインセンティブをつけるというやり方は、健康寿命を延ばすための一つの方法だと考えています。

今後、インセンティブの付与について、市長はどう考えていますか。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の私に対する質問であります、「健康ポイント」についての質問を前々の議会で質問をしたということについてでございますが、「ごく身近な高石市で取り組んでいるということから、勉強させていただいて、いい面について導入していけたらと思っている」とお答えをしたかと思えます。

財源等の問題もあり、担当では、以前、課題のままとなっているということであります。が、ただ今、担当部長から答弁申し上げましたが、国が認める実証では、「健康ポイント」を付与する事業を行うと、健康づくりに無関心であった人のうち7割の方が参加したというところであります。財源のこともありますが、知恵を出して、これまで健康に無関心な方も健康づくりができる「きっかけ」となるような取り組みができるように頑張ってもらえたらなと、そう考えているところでもあります。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 一番最初にも言ったように、第2次健康増進計画では横断的にも取り組んでいくと、健康づくりに関する施策や事業が効果的・効率的に展開できるよう検討して協議進めるとあります。本当に、この健康づくりというテーマが横断的に情報や課題が関係課に共有され、検討や共有が進められているのかというところに疑問を持ちました。

健康づくりだから市民部、健康推進課だけの課題となっていないでしょうか。もしそうであるならば、まず市役所の中から意識を変えていく必要があるのではないのでしょうか。これについて、市長はどのように考えていますか。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 今、庁内の意識をいかにつなげていくかという御質問で

ございますが、市民の意識調査によれば、健康づくりへの取り組みについては、60歳以上の皆さん方が非常に意識が高く、世代が若くなるほど意識が低いということでもあります。

若い世代の「健康づくり」は、重要な取り組みであります。こうした紀の川市の課題を踏まえ、「健康づくり11カ条」の啓発や、「中学生のがん教育」、またピンクリボンキャンペーン推進本部による「乳がん啓発」など、市民の皆さんと連携して取り組んでいく必要があります。

「健康づくりの満足度は、高い」という結果が出ておりますが、まだまだ十分とは言えないと思います。

健康推進課はもとより、「市役所全体に健康づくり」が展開できるよう、また地域の各団体や関係機関、企業や事業所など連携しながら、市民の健康づくりに今後とも取り組んでいきたいと改めて考えております。御理解をいただきたいと思います。

〔中村議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、中村まき君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、11番 阪中 晃君の一般質問を許可いたします。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） それでは、議長のお許しが出ましたので、一問一答方式で、小中学生の体力、学力の向上と地域力の向上についてということで御質問をさせていただきます。

昨今、今以上にグローバルな時代になると、新聞でも書かれております。紀の川市の子どもたちは、何をおいても頑張れる子どもになってほしい、そういう考えのもとで御質問をさせていただきます。

質問させていただく前に、昨日、私一般質問をするんでということで、若い保護者の方と話ししました。お隣のまちでは、クーラーも一個もないというふうな状態の中ですしけれども、紀の川市は100%のクーラーありの部屋で勉強できること、本当に一般質問で言ってくださいと、こんなに教育に熱心なまちはそうないっていうふうなことを必ず言ってくださいということでございますので、言わせといてもらいます。

それでは、項目1として、小中学生の体力についてということで、ことし貴志川中学校の入学式で、数人が気分が悪くなったとのことで聞いております。小学校の子どもの体力強化が必要ではないのかということについてお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから、ただいまの御質問について答弁をさせていただきます。

貴志川中学校の入学式の件ですが、新1年生の女子が式中に二度しゃがみ、また新1年

生男子が一度しゃがんだということがありました。入学式という場だったので緊張したのかもしれないし、そのとき少し体調を崩していたのかもしれませんが、両名とも翌日から元気に登校しております。

それで、紀の川市の児童・生徒の体力についてですが、体力テストの結果を見ますと、ここで細かい数値までは申し上げられませんが、全国平均よりも高い数値を示しており、今後もこれにおごらず、引き続き体力の向上に努めてまいりたいと考えています。

体力は、一朝一夕につくものではない中で、小学校では朝の時間や休憩時間を使い、年間を通じて継続的な運動を行っており、中学校でも一人一人が自分の能力に応じた「めあて」に沿って運動に取り組めるよう授業改善を行っている成果があらわれていると思っております。このように、各校での継続的な取り組みを今後も推進していきたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 実は、岩出市のある中学校ですけれども、入学式で10人ほどが体調崩したと聞いております。会派でいろいろ話したところ、今、教育長はお二人と言われましたけれども、4～5人だったんじゃないかというふうな声も聞きましたんで、あえて質問をさせてもらったんですけれども、体力的には総体的には上がっているのかもわかりませんけれども、やはり個人個人を見た場合には、家でゲームばかりしていると色々なことがあるだろうと思うんです。そういうふうなことのきめ細かさというのが、やはり教育行政では必要じゃないのかなということで、今回質問させてもらっているわけです。

昔のことを言えば、昔だからと言うんかもわかりませんけれども、僕の同級生は麻生津中学校で朝どんどん生徒を走らせるというふうなことをしておりました。多分、ほかの小・中学校においても、朝、まあ夏場は控えるかもわかりませんけれども、どんどん走って体力をつけたんじゃないかなと。そういうふうなことがあれば、こういうふうに気分が悪い、そらゼロとは言いませんけれども、やはり気分が悪い子というのは、こんなにふえることはない。

だから、今、何かがあるからこういうふうに体がちょっと異変がきたら座ってしまうとかいうふうな精神的に弱いんかどうかわかりませんけれども、そういう子がふえる、芽が出ているんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことについてどうでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 阪中議員の質問にお答えいたします。

体力づくりの重要性については、十分に認識しているつもりでございます。各学校には、体力アップのプランの提出を義務づけております。その内容は、これまでの取り組みの成果と課題、具体的目標、今年度の具体的取り組みでございます。

紀の川市の子どもたちは、部長の答弁にもありましたように、全国平均よりも高い数値

を示しております。このように、各学校が子どもたちの状況に応じて体力向上に向けて主体的に取り組みを進めております。

朝の時間の取り組みについては、マラソンをしたり、チャレンジランキングに取り組んだり、縄跳びをしたり、今でもどの学校においても取り組んでいます。ただ、体力づくりだけでは、今1週間取り組めない状況に学校もあります。読書活動の取り組み、基礎学力の取り組み等々学校に今、求められていることがたくさんございます。そこを学校として子どもたちの状況に応じて今、取り組んでいるところでございます。御理解、お願いします。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 御説明をいただきました。私は、私らの時代と違って、先生方もやはり自分の時間といいたいでしょうか、勤務時間外というのを嫌がる可能性があると思います。だけど、先生だから昔の先生は朝早よから来て遊んでくれたり、晩遅までしてくれたんだなというふうな考えも僕は持っているんですけども、やはりもう少しきめ細かい情報なりを、私は貴志川中学校で、もしお二人さんがそうなったんだったら、どこの小学校の生徒かなというのをある程度わかれば、すぐ学校長に連絡したりして、小学校の学校長は、それを踏まえてやっぱりきめ細かい体制をとっていこうというふうなことを先生方の集まりの中で話し合いながらしていくということを僕は要望して、この質問、次行かせていただきます。

済みません。次行く前に、私もこの質問すると同時に、ちょっと2～3調べさせてもらいました。竜門小学校は、毎年龍門山に4年、5年、6年で登っているということでございます。そういうふうな登ろうというふうに決めて、「ことし初めてですか」と聞いたんですけども、「いや、もうずっと登ってます」というふうなことです。

何日に登るでっていうことがわかっていけば、子どもたちでも1カ月前から走ったり、山へ登るから体力つけやなあかんていうふうなことで、やっぱり自分なりに体力つけようと努力するというふうなことが私は自然的に家庭でも話し合うし、子どもたちも自分たちで努力するということが生まれてくると思うんですよ。だから、そういうふうなことをあっちこちの学校もしていただきたいなと。

これは、要望は一般質問でだめかもわかりませんが、そういうふうな方向に動いていただくということも必要じゃないかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4月に行われました全国学力テストの結果、お願いをいたしたいと思えます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） それでは、私のほうから、4月に行われた全国学力テストの結果について答弁をさせていただきます。

全国学力テストの結果についてですが、御承知のことと思いますが、文部科学省の通達

の中で、「平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと」とありますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、結果を答弁をさせていただきます。各教科における正答率の全国平均との差を申し上げます。

小学校、国語Aプラス1.3ポイント、国語Bプラス1.3ポイント、算数Aマイナス0.5ポイント、算数Bプラス0.5ポイント、理科プラス0.7ポイント、それから中学生ですが、国語Aマイナス1.1ポイント、国語Bマイナス3.2ポイント、数学Aマイナス0.1ポイント、数学Bマイナス3.9ポイント、理科マイナス2.1ポイント、以上でございます。

総評としまして、小学校、中学校ともに、基礎的な学力が定着してきていると考えております。これは、授業において「和歌山の授業づくり基礎・基本3カ条」の徹底を図り、知識の定着が図れるような取り組みが進んでいる結果であると考えております。

また、小学校では、B問題が初めて全国平均を上回ったことも、今、申し上げたような授業改善への取り組みの結果があらわれてきていると考えております。

一方、小中学校ともに「資料を活用すること」、「自分の考えをうまく伝えるように発表すること」、「状況に応じて書くこと」に課題がありました。今後は、さまざまな方法を組み合わせて資料を読み解いたり、文章読解力を高めたりするための授業改善をさらに進めるべく指導をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 私だったら、中学校は全部平均点以下、うちの息子とすれば、やはり「もうちょっと何とか頑張れよ、おまえ」って、こういう単語が出てるのは普通の家で当たり前だと思うんです。

県の方向性、決定を図って進んでいるというふうなことですけれども、やはりもう少し上げる方向に持って行ってほしいというのが、この紀の川市の保護者の考えでございます。私の記憶では、数学いろんなことで新聞に載りましたが、県の平均点はこれより上回っているものもたくさんあったんじゃないかなと、こういうふうに記憶しております。

文書の読解力を高める、どうこうどうこう、図書館を利用しながら読解力を高めていたりもするという体験を通して上がっていくんだと思うんですけれども、小学校では、私の息子の話をしますと、安楽川小学校では、漢字検定をしているわけですよ。もう、あれは4年生ぐらいからすると思うんですけれども、4年、5年、6年、今1年、2年ですが、もう5年前から漢字検定をしている。こういうふうなのは、誰かがどっかの小学校がやり始めたんだと思うんですけれども、やはりいいなという成果が出れば、全部の小学校にこういうふうなことをしてくれよというふうなことを強く指示するのが教育長、学力アップにつながるんじゃないでしょうかね。どうでしょうか、教育長。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 阪中先生が、今、漢字検定というふうにおっしゃいました。紀の川市においても、漢字検定を行っているところがたくさんございます。ただ、まだしていないところもあります。漢字学習については、漢字検定が全てではないというふうに考えてございます。もちろん、漢字検定を取り組んでいる学校は学校で大変素晴らしいなと思っておりますが、漢字検定を取り入れていない学校についても、漢字学習に、またその漢字検定以外のことで取り組んでおります。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 16校の小学校の中で14校が取り組んで、2校が漢字検定を受けてないって。私は素人ですけども、漢字検定をしたらいいだろう、しているからいい、していないから悪いというんじゃないって、成果が出ているんだったら、みんなの14校がしているわけですよ、成果が出ているから。この2校がどういうふうな漢字の習熟においてしっかりと取り組んでいるというふうな、どういうふうなことをやっているんですかね。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 漢字検定をしていない学校については、朝の時間に漢字学習に取り入れたり、各学校でつくった漢字テストをそこでしたり、県教育委員会がつくっている漢字テストについても取り入れてやってございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） これをしているからいいとか、漢字検定があるからいいというふうなことのなかで、私とこの子どもを例に挙げて申しわけないですけども、この漢字テスト、漢字検定、年3回ほどあったと思うんですけども、このときばかりは、やはり頑張りたいというか、検定の成績がよくなりたいというんですか、必死になってやるわけですよ。嫁も協力して、漢字というから漢字というふうに書くんですけども、やはり競争心のないところにはどういうふうな朝の漢字の学習しているんかわかりませんけれども、競争があるから熱心になるっていうふうなことも私は多々あると思うんですけども、その中で、後々のことにも響きますけれども、やはりテストがあるっていうのと、毎朝漢字を学習しているというんでは、教育長、意味が違うんじゃないかなと。

私は、もうここで質問は切りますけれども、やはりほかの学校で成果が出ていれば、そういうふうなことをしている学校でも、こういう成果が上がっているから、16校中14校しているんですさかいに、これを入れたらどうですかというふうなことを指導すべきじゃないのかなと思いますけれども、よろしく願いしときます。

続きまして、ことしの夏ですけども、「阪中さん、宿題が少ない。夏休みも宿題もほんまに少ない、こんなんで阪中さん、ええんかな」という質問を受けました。私どもも、

またうちの息子を出しますけれども、うちの息子もサッカーばかりしに行ったりして、全く勉強は少なかったんですけれども、やはり夫婦でも大分話ししましたけれども、小学校レベルでは自分で勉強するとか、自分でこの課題について勉強するという力というんですか方法は、相当レベルの高い子でないとないんですよ。うちの息子らでもそうですけれども、やはり習慣をつけさせるということが一番親としてはありがたいし、それが結局において子どもたちの身につくと私は考えるんです。

平生の宿題のことと、夏休みの宿題も少ないと、そういうふうなことでございますので、その点、どういうふうにされて、どういうふうになっているんかお知らせください。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） ただいま阪中議員から宿題が少ないのではないかとこの御質問ですけれども、宿題については各担任が授業の進捗度や学習状況に応じて決めており、また各学校においては市教育委員会から提唱した「家学（いえがく）のすすめ」をもとに「家庭学習の手引き」を作成しています。学校だけでは定着しにくい学習規律を家庭においても協力を求めているところでございます。

その一環として、宿題以外に自主学習の課題を出しており、子どもたちは自分の興味・関心の高い問題や予習・復習などに取り組んでいるところでございます。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 私は、勉強できる子はどうかわかりませんが、僕らの時代は朝6時半ごろから公民館のところへ集まってラジオ体操をしたもんです。6年生の人が、判こついてくれて出席して、そういうふうな生活態度というので生活習慣を身につけながら、それでプールに行き、そして宿題をしたもんでございます。

そんな中で、今、聞きましたけれども、担任が授業の進捗状況や学習状況について決めているというふうなこと、これはそうだろうと思うんですけれども、私は聞いた話では、ある先生がいわく、「私は宿題出すん嫌なんでね」、こういうふうなことを言う先生もあったり、いろいろなわけですよ。私は小学校においてでも、宿題はたくさん出して、必死になって泣くところまでいかす、泣くところまでやったらいいんですけれども、とりあえずある程度量を出すと、そしてここからもうちょっと出すけれども、これはしてもいいよ、しなくてもいいよという分野もつくりながら出す。頑張ってトライする子は、そこまでトライしたらええというふうなことの中で、僕は小学校単位、そして教育委員会単位というか、この紀の川市単位で、やはり今回ぐらいは出してほしいよというふうな目安というものをちゃんと出しながら進んでいくべきじゃないのかな。

そして、宿題以外に自主学習の課題を出しており、子どもたちは自分の興味・関心の高い問題や予習・復習などに取り組んでいます。これは、本当にクラスで一人か二人の子どもに対してのことですよ。ほとんどが宿題なかったらせえへんというふうなことなんです。

先ほど私言いましたけれども、頑張れる子どもになっていただきたいから、たくさん出して、やはりするということが習慣になる、私はそう思うんですけれども、教育長、どん

なもんですかね。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 私も子どもを二人育ててまいりました。子どもには、勉強せえせえって言うと、なかなかやりません。それよりも、子どもと一緒に本を読んだり、一緒に子どもが勉強してるときにその横でいたり、子どもが勉強できる環境をつくるというのが、僕必要ではないかなと。そして、子どもが勉強したときに、しっかり褒めてやる、子どもを認めてやる、子どもに感謝してやるということが、僕は大事なかなというふうに思っています。

今、部長が答弁したように、教育委員会としても家学のすすめや家庭学習の手引きを作成しております。これをしっかり教育委員会としては進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 私も教師ではありませんので、この辺でとめとかないと、あれ自分の子どもを対象にしてしまうんで、この辺でとめさせていただきます。私の質問したことも、若干は頭へ入れてもらって、よろしくお願いいたします。

私ごとですけれども、2年ほど前に夫婦で乗鞍と木曽駒ヶ岳へ登ってまいりました。そこで、木曽駒ヶ岳を登っておりますと、中学校2年生が150人ほど登っているわけですよ。大分ガスがたまっておって寒かったんですけれども、一生懸命登ってまいりました。

「おう、榎本頑張れよ」と、こういうふうな声をかけながら、「おう阪中頑張ってるか」というような声をかけながら150人が登っていくわけです。途中で休憩したり、そしてまた登ったり、僕らは5人ぐらいで行きましたんですって抜いていったんですけれども。

その中で、私は保護者の方が先生かわからなかったんですけど、どういう、何年生ですか、そしてどういうふうな先生ですかとかいう話をしたところ、長野の中学校2年生でした。150人。そして、私たちは、私は教師じゃないです。そして、保護者のボランティアの方とか、保護者の方とか、山登りに精通した方々でこの子どもたちをちゃんと山小屋に届けて、そしてまた一緒になって帰ってくるというふうなことをやっております。「わあ、もう何年もしているんですか」と言うたら、「もう何年も続いています」、「すばらしいことですね」、そんな話をしてきました。

伝統というものが、その学校にはあるみたいです。その山登りだけしか私は話しなかったんですけれども、その山登りに関して、やはり先ほど竜門小学校ではないですけども、山へ登るというふうになったら、体育会の子以外の子どもさんもみんな山へ登れるように自分の体力をつける方法に動くわけですよ。そして、山にみんなで登ろうと。今僕、榎本と言いましたけれども、みんな声かけ合いっこをやっているんですよ。この体験を通して、次の9月になればみんな仲間意識が物すごくできる、そういうふうなことの中で、いろんなプラスのことができるんですよというふうなことを付き添いの先生が言っておら

れました。わあ、すごい伝統だな、私はただ山に登るだけ、ですけども、先生方、先生方では守り切れないから保護者の方にも声かける、そして山登りに精通された方にも声をかけて、大勢の人間でこの子らを守りながら上へ上がる。

多分、竜門小学校も4年生あり、5年生あり、6年生あります。さかきに、人数は少ないですけども、地域の山登りの精通した人とかいろんな人に助けてもらうということをして山へ登っているんだと思うんですよ。ぽっと初めてするというのは物すごい力が要ります。校長先生も必死になろうと思います。だから、こういう人たちはずっと毎年しているから、ある程度「お願いします」と一言声かければ、ぽっと応援部隊ができるんだろうと思うんですけども、こういう仲間意識をつくる、連帯をつくる、伝統をつくる、こういうふうなことも私は成績のプラスになる一つじゃないかなと、周り回ってですけども、そういうふうと思うんですよ。

だから、こういうことに関してはどうでしょうかね。もう、この紀の川市のほとんどの小学校、中学校は龍門山が見えますし、いろんなことができるんじゃないかなと思うんですけど、どんなもんですかね、私の考えは。その中学校がうらやまし過ぎて、私、質問するんですけども。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 議員は、竜門小学校が伝統あるいい取り組みをしている、これをほかの学校にも情報提供して広められればいいんじゃないかということをおっしゃりたいのかなと、今、思いました。

一つの好事例として、私も小学生のとき、鳩羽山に学校行事として登った記憶があるんですけども、そういった行事も地域の力をおかりしながら取り組むこともいい活動かなと思いますんで、検討してまいりたいと思いますんでよろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） 阪中 晃君。

阪中君に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

○11番（阪中 晃君）（質問席） はい。私も小学校のときに龍門山に登りました。

以上です。

では、続きまして、中学校では従来の授業とTTの授業をされている学校があると聞き及んでおります。特に、中学校3年生では、私は習熟度別授業を取り入れ、これは算数なり英語を取り入れ、学力の向上を目指してはどうかということで提案させていただきます。質問させていただきます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） TT等実施している中で、習熟度別授業の取り入れについてどうかという御質問かと思えます。

習熟度別授業は、子どもの発達段階を捉えて実施は難しいと考えています。確かにメリットもあると思いますが、やはり総合的に考えて、学力のみで子どもたちを区別することは、教育的な配慮に欠けると考えます。

学級内にはさまざまな子どもがおり、学力に秀でた子、体力に秀でた子、思いやりの心にあふれた子などです。いろいろな子どもと触れ合いながら、子どもたちは社会性を身につけていく中で、確かに議員がおっしゃる学力はとても大切なものと認識していますので、各学校においてはＴＴ授業や少人数学習を取り入れるなど、どの子にもわかる授業づくりを進めています。また、放課後の補充学習などでも個別指導を行っていますので、現時点では学力向上のための習熟度別授業の導入を指導するということは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 私は、6月3日に紀の川市の「少年メッセージ2018」ということに参加させていただき聞かせていただきました。那賀中学校の多分3年生の女性だと思うんですけども、「私は英語を通じて日本と海外との接点の仕事をしたい」ということを明確に彼女は言って、これからの自分の進路を決めておりました。

それとか、中学校3年ということで、私は話を絞らせていただいておりますけれども、もうあと1年すれば、—————みんな分かれていくわけです。

それともう一つ、言いましたけれども、数学だけとか、英語だけでは、教育部長が言われたように、いろんなことの中の数学だけ、英語だけというふうなことですさかいに、教育部長が全部の中のことを言われたように思うんです。

また話は変わりますけれども、野球のチームとかいろんなチームにおいては、自分の位置をわかって3年生でもレギュラーで出られない、そういう子どもも自分の位置をちゃんとわかっていると思います。数学でも、僕が聞いた話ですけども、中学校3年生で九九もスムーズに言えない子どもがある。そういう子どもさんたちとどんどんどんやってる子どもたちと同じところで、たとえＴＴをやっていますと言っても、一生懸命やっている周りを一人の先生がうろちょろうろちょろして聞いているだけなんですよ。

だから、そういうふうなＴＴよりも習熟度授業を入れて、自分の位置をわかって、そして高校受験をすると、そのほうが子どもさんたちにはもっといいんじゃないですか。習熟度授業入れることによって、わからない、わかりにくい子どもたちは十分わかってもらうように持っていく、十分理解できる子はもっと理解できるように持っていく方法は何ぼだあってあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 先ほども申し上げましたが、確かに習熟度別に分けて行うことにメリットもあると思いますけども、発達段階の子どもと先ほども言いましたけども、学力のみで区別するというのはやはりマイナス面がプラスよりも大きく働くのではないかと考えますので、先ほどの答弁の考え方となりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 全部の授業を今言われているけれども、そうじゃなくて、英語やったら英語だけ、数学やったら数学だけの話をしてるんですよ、私は。

やはり、平昌オリンピックで金メダルとった小平奈緒は、高め合う仲間があつてこそ、私はここへなれたと言うんですよ。だから、やはりそういうふうなことをしていくクッション的なことを、高校へ上がる前の1年間クッション的なことを入れていくべきだと思うんですよ、この紀の川市学力を上げるために。いつの日か、そうなると思いますけれども、それを和歌山県下の学校、県立学校の中の一つしか私まだ調べていないんですけど、やっているんですよ。だから、それを教育長、全部の5校の中学校ですとかじゃなくて、一つの学校で試験的にして、成果がよければみんなもしたら私はいいと思うんですよ、どうですか。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 今、阪中議員が全ての教科でと、しなくてもということではありましたが、これについては県のほうの人事の配当でできません。

今、紀の川市においては少人数授業と、ティーム・ティーチングの授業を行っております。ティーム・ティーチングの授業については、今おっしゃったように一人がうろうろしてというのではなくて、子どもがつまずいているなという子どものところへ行行って、個別に指導を行っています。また、ちょっとわかりにくい子がいてるなということがあれば、後ろへ集めてその子たちの指導も行っています。少人数に分けて、これも教科の特性もありますので、分けて行っている授業もあります。クラスを二つに分けているという授業もございます。

そこでは、子どもたちを一人一人をしっかり見られるという利点もあるし、今も言うたように、個別に対応もできるというようなことで、議員がおっしゃる習熟度別のデメリットを考えると、今やっているのが一番ベストではないかなというふうに思っております。

部長が答弁したとおり、学力に特化し、区別した形での授業形態を教育委員会として指導することは考えておりません。

ただ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、知・徳・体、確かな学力、豊かな心、健やかな体を目指して、もちろん、学力も含めた中で「生きる力」を育んでいきたいと考えておりますので、御理解のほどどうかよろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） 11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席）

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席）

○議長（坂本康隆君） 以上で、阪中 晃君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時34分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、21番 室谷伊則君の一般質問を許可いたします。

21番 室谷伊則君。

まず、高齢者の見守り事業と地域コミュニティの創出についての質問を許可いたします。

○21番（室谷伊則君）（質問席） ただいま議長の発言の許可が出ましたので、通告順に従い、一問一答方式で質問を行います。

まず、はじめに、高齢者の見守り事業と地域コミュニティの創設について質問をいたします。

現在、少子高齢化は急速に進み、高齢者の方だけでお住まいの方も多くおられます。そ

ここで、現在、本市で実施している高齢者見守り事業でよいのか、また高齢者の見守り事業の現状と新たな取り組みの方向性の観点から、次の3点についてお伺いいたします。

まず、一つ目に、本市の高齢者見守り事業のお弁当宅配事業について。

二つ目に、今後の高齢者見守り事業の見通しについて。

そして、3点目として、コミュニティの場の創出について、順次質問したいと思います。

まず、1点目の本市の高齢者見守り事業におけるお弁当宅配事業者についてお伺いいたします。

本市の高齢者見守り事業実施要綱の第2条では、一つに、見守りとは、挨拶または会話をすることに相手の生活の態度、心身の状況、その他の実情を把握することをいう。

2点目に、安否確認とは、無事であるかどうかについて直接に確認すること及び何らかの異常を発見したとき、その他の緊急の場合において必要な連絡、通報等の対応をいう。

三つ目として、見守り事業として、事業対象者の居宅を一月に1回以上週3回以内訪問することにより、見守り及び安否確認を行うとともに、他の事業による支援の必要性を把握するものとするとなっていますが、本市が委託しているお弁当宅配事業者等による高齢者見守り事業は、本市の実施要綱に沿った取り組みが遂行されているのか。

まず、この点について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 室谷議員の御質問にお答えします。

本市の高齢者見守り事業につきましては、現在、民間のお弁当宅配業者2社と社会福祉協議会に委託して、65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、1カ月に1回以上週3回を限度として対象者の居宅を訪問し、見守りまたは安否確認をすることで、高齢者の孤独感の解消及び安心感の提供並びに孤独死の防止を図ることを目的に実施しているところでございます。

見守りの実施方法といたしましては、利用者が申請時にお弁当の配達を希望する場合はお弁当宅配業者を選択し、見守りだけの希望であれば社会福祉協議会を選択することになります。

利用者から申し込みのあった事業者は、申請時に指定した曜日に利用者宅を訪問し、声かけ等を行うことで対象者の状況把握を行い、緊急な対応を要する場合は直接、消防や警察に通報し、申請時に登録している緊急連絡先へ連絡するとともに、市役所へ連絡することとなっております。緊急時以外でも、異変を感じたときは市役所へ連絡を入れることとなっています。

また、訪問時に対象者に会えなかった、安否を確認できなかった場合は、登録している緊急連絡先へ連絡し、そこで所在確認ができない、そういった場合には市役所へ連絡が入り、市役所で確認、対応をとることとなっております。

お弁当については、利用者とお弁当宅配業者との契約で、直接代金を支払ってもらうこ

とになっております。見守りの委託料については、1回200円を市からお弁当宅配業者または社会福祉協議会へ支払うこととなっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（質問席） ただいま1点目の本市高齢者見守り事業のお弁当宅配事業者等について、担当部長より答弁いただきましたが、再度、次の点についてお伺いいたします。

お弁当宅配業者等による紀の川市高齢者見守り事業実施要綱では、65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯及びそれに準ずる世帯となっていますが、紀の川市社会福祉協議会の「食事サービス事業」では、75歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯を対象となっていますが、ここで本市要綱との対象年齢の違いはどのようなになっているか、御答弁願いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 社会福祉協議会が実施しております「食事サービス事業」ですが、こちらについてはみずから調理することが困難か、または適切な食事をとることが困難な75歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯に対して食事サービスを提供し、配食時における安否確認、健康状態の異常等の発見及び孤独感の解消を図ることを目的としております。

この事業の運営は、ボランティア連絡協議会、民生児童委員協議会及び福祉委員等によって行われて、サービス回数は月2回で、1食につき200円の利用料が必要です。

この事業については、ボランティア等の協力により調理・配食を実施している関係上、対象者の範囲、実施回数については対応可能な範囲となっており、市内全体でおよそ500名の利用ということになっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（質問席） ただいま部長から、内容について御答弁いただきましたが、今、御答弁いただきましたこの見守り事業の訪問の内容について、今現在、訪問のまた連絡、また結果報告は各担当の課にはどのような形で報告されているのかと。

それとまたあわせて、今までにそういった見守りの中で緊急的な連絡等の事例はあったのかどうか。もしあれば、こういった事例があったのか、お示し願いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 高齢者見守り事業の受託事業所が事業対象者宅を訪問した際には、日時、支援内容、訪問時の状態、気になること等を記入した実施報告書作成してもらっております。これを翌月の10日までに市への提出を義務づけて、市担当課と情報を共有しています。

当事業は、平成27年度から実施しておりますが、訪問日を忘れて出かけた、訪問して

くれたことに気づかなかった等の事例は時々ありますが、過去、行方不明による捜索は2件、救急搬送が1件ということになっております。

また、8月現在、事業登録者数は195名あり、内訳は、お弁当配達業者が174名、社会福祉協議会が21名を担当いたしております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（質問席） それでは、2点目の今後の高齢者見守り事業の見通しについて、お伺いをいたします。

現在、御協力いただいているお弁当宅配業者、またはボランティアの方々が、今後事業を引き受けられない状況になったときの対応策は市としてどのようにしているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 今後の高齢者見守り事業の見通しについてですが、確かに事業の主たる担い手がボランティア等の場合、継続性や多様化するニーズへの対応の面で不確実性が否めないことも確かです。また、お弁当宅配業者においても、過疎化が進む地域での新規利用者の獲得や配達コスト等の収益面での問題もございます。そういったことから、事業撤退といったシナリオも考えておかなければなりません。そのようなリスクを補完するためには、今後、例えば、新聞配達や郵便、飲料販売等の民間サービスの活用も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（質問席） それでは、2点目の答弁を踏まえた上、3点目のコミュニティの場の創出についてお伺いをいたします。

本市においては、高齢者見守り事業のほかにも高齢者福祉事業として生活管理指導短期宿泊、いわゆるショートステイ事業、また外出支援、移送サービス、高齢者紙おむつ助成事業など多岐にわたる高齢者福祉事業の展開をしていただいております。

今や人生100年時代とよく言われます。しかし、健康で長生きをしていただかなければなりません。そこで、これから高齢者事業は、高齢者が家で待つのではなく、できるだけ外に出て地域の人たちと触れ合い、交流を深める場の提供が最も必要だと考えます。そのためには、みんながそこに集まる目的と興味が必要です。

こうした観点から、本市において、現在どのような取り組みにおいてそういった市民皆様方の興味なり目的感を与える場の提供をされていますか。お聞かせを願いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） コミュニティの場の創出についてですが、平成27年9月から開始した地域リハビリテーション活動支援事業において、紀の川てくて

く体操を通じて地域の集会所単位で集まることによって交流を深める場となっています。平成29年度の活動実績では、市内51カ所で延べ3,229人の方々が参加され、新しい地域コミュニティを創出することを支援しています。

また、この新しいコミュニティの場を生かして、東京大学高齢社会総合研究機構が考案した加齢による心身の衰えをチェックするフレイルチェックという簡易判定を取り入れ、約80名のボランティアによるフレイルサポーターが中心となって参加者の心身の状況を調べる取り組みを昨年度から展開しており、近く、このフレイルサポーターの方々に、県の「地域見守り協力員」の活動をお願いすることで、ふだんの生活の中で民生委員児童委員と連携して高齢者の見守りを行っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（質問席） ただいま部長から答弁をいただきましたが、現在、市で実施している事業も大変有意義な取り組みだと理解をしております。さらに多くのの方々の目的と興味を促す事業の一つとして、私は定期的な見守りと地域のコミュニティを兼ね備えた移動販売の事業を取り入れてはどうでしょうか。

本年3月に策定されました第7期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、我々この3月にこういった冊子をいただきました。この中にも、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築の生活支援サービス提供という項目がありまして、その34ページなんですけども、その下にこういったイメージ図というの也被かれております。こういった中にも、その中には配食と見守り、それとまた移動販売、それと交流サロンとか、声かけとか、コミュニティカフェとか、そういったことの取り組みの案として述べられております。

こういった私が今回提案させていただいております移動販売のメリットについてでは、一つ目に、直接品物を見て選ぶことができる。二つ目として、近所の人とコミュニケーションがとれる。三つ目に、地域のつながりが生まれるなどのメリットがあります。また、定期的な移動販売を実施することにより、行政主導の見守りだけでなく、地域全体での見守りになるのではないのでしょうか。

例えば、移動販売車が地区の公民館を拠点とするならば、高齢者の方のみならず地域の若い方々も参加することにより新たなみんなが共有できるコミュニティの場が形成されます。今以上、こうした高齢者の見守り等地域の活性を促進する新たな取り組みを展開してはどうかと考えますが、各担当部局のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 議員、御提案の移動販売でございますが、これは高齢者が外に出て地域の人々と交流を持つ場を創出する、おっしゃるとおりでございます。高齢者自身がお互いを見守るという作用が期待でき、過疎化が進む地域について特に有効であると認識しておりますので、前向きに関係部局と調整し、実現に向けて検討してまい

りたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 室谷議員の御質問にお答えいたします。

以前にも、室谷議員から過疎化要因の解消策として「移動販売」等に係る御質問をいただいており、現在のところは具体的な方策まで至っておりませんが、庁内協議におきましては、関係部署が集まり、現状の把握や具体的な方向性について意見交換、検討を行った後、市の方向性を協議するための「経営戦略会議」等において協議を進めていたところでございます。

今回、議員御提案の高齢者見守り事業の方法の一つとして、定期的な移動販売に取り組むことにより、地域の触れ合い交流を深めるコミュニティの場が創出され、地域の活性化につながっていくのではないかという意見につきましては、地域の活性化、また人のつながりをより深めていく一つの方法として、重点的に検討が必要であると認識しておりますので、企画部が調整の中心となり、福祉部等関係する部署とともに、重点協議事項として協議・検討を進めていきたいと考えているところでございます。

〔室谷議員「1点目の質問終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、紀の川市内の道路に新たな名称をの質問を許可いたします。

21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（質問席） 二つ目の質問といたしまして、次に紀の川市内の道路に新たな名称をについて質問いたします。

紀の川市も合併して13年、旧町時代にはわかっていた紀の川市内の道路も路線名もなかなかわかりづらい。また現在、本市内外から観光客も増加している状況であります。

市内においても、いろんな政策で紀の川市の魅力発進をしていただいておりますが、紀の川市内の道路のイメージチェンジとユニークな名称で紀の川市のPRをしてはどうか。

例えば、和歌山市のように、中央通りや、またけやき大通りなど、市外の方のみならず紀の川市民にとっても親しみやすい新たな道路名称をつけてはどうかと考えますが、担当部局のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 室谷議員の御質問にお答えいたします。

現在の路線名称につきましては、起点と終点の地名を合わせ路線名としている場合や、地域の中で路線番号をつけている場合などがあります。

市民の皆様や観光客などに親しんでいただくことを目的に、国道、県道、市道などの道路に新たな愛称や通称をつけ、紀の川市の魅力の一つとしていく取り組みは、魅力を発信するPR方法の一つと考えます。

文化、歴史に基づく名称や沿線のイメージに基づく名称、また地域の住民の皆様がふだんから呼ばれている通称など、既に取り組みされている事例について、取り組みの経緯や方法、また他市町村の事例も合わせて調査を行い、情報を把握していきたいと考えております。

地域の皆様の思いから、魅力ある一つの地域資源へと発展するケースが、よりよい方法の一つと考えますが、市をはじめ関係行政機関などが実施する取り組みとのタイアップも有効な方法の一つと考えられますので、地域の活性化に結びつく、より効果的な手法について、まず調査と研究を行いたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

〔室谷議員「ありません。これで私の一般質問、終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

現在、台風21号の影響で、私の住んでいる靛渚地域、場所によって若干回復しているところもありますが、約2昼夜にわたって停電も続いております。停電が続けば、今の状態では電話もかからない、それから何の情報も得られないという状態が続いています。

また、今回の災害では電柱が根こそぎ倒れて道を塞ぐということで、最初の時点では靛渚からかつらぎへ出る道2本とも封鎖されていると。それからまた、桃山へおりてくるのも黒川のところで封鎖されているという状態で、4日の晩にもうすぐに市のほうでも働いていただいて、黒川へ回る道は善田を迂回路としてということで、何とか道がつながるということになっておりますが、それからきのうの朝には480号線へつながる道も一応電柱が撤去されて、少しずつ周辺部分から停電も回復するという状態になっているようです。

このことの関連してですが、ライフラインの中で、特に大事な水について質問をしたいと考えています。

いつも台風のとき、これまでは我が家では井戸の水ということでしたので、母親のほうで台風来る前にバケツなどに水をためておくということをやっていましたが、今回電気は通じないんですけれども、幸い去年の4月から麻生津簡水が延長されて水道がついているという状況で、安心して水については暮らしていけるということになっております。

また、地形によって若干ポンプアップをしなければいけないというふうなおたくもあったり地域もあたりで、ちょっと停電中、水を不自由しているというところもあるそうですが、大幅にその点は改善をされました。

ただ、この間ですけれども、長時間にわたって停電が続いておりまして、住民には情報がほとんど伝わってこないということで、防災無線などの活用ももう少し市のほうも可能

な範囲でやっていただけたらなと、これは避難指示とか避難場所の指示だけではなくって、それ以後も、台風去ってしまった後も今回のように停電が続いている場合、もしあればそういう活用もできたらなと思っております。

さて、水についてですけれども、私の一般質問の仮通告の文書ですけれども、下から2段目、本年3月策定と書いておりますが、これ「昨年の3月の間違いですので、訂正をしておいてください。

7月4日に、さきの国会で、衆議院の本会議で、水道法改正案というのが可決されて参議院に送られました。会期末になって、前国会での成立は見送りになりましたが、大きな問題点というのは、この中で、「官民連携の推進」ということで、「水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する」というのが大きな中身になっております。ネットなど、また一般の週刊誌などの報道によりますと、これは水道の民営化に道を開くものになるんじゃないかという心配がされています。

水道の民営化というのは、我が国では余りなじみがないんですけれども、お隣の大阪市で一旦提案されて、これは否決されましたけれども、水を守っていくという点では、民営化というのは日本ではなかなか考えられないことですが、外国では1997年ぐらいですか、幾つかの地域で民営化が行われて、そしてその結果、水道代の値上がりとか水質の悪化とか、または値上がりによって水道が使えない市民が出てくるということで病気が発生したりとかいうことで、今ではほとんどまた再度、公営化に戻されているという動きがあります。

そういう中で、今回こういう水道法の改正の中で民営化に道を開くというふうなことがもしあればということで、ちょっと心配をして質問させていただきました。

紀の川市においては、平成28年12月からこれまで6回にわたって「水道事業運営審議会」が開かれて、市民の命の水を守るための検討を続けております。今後は、財政計画料金表の改定というのが来年3月に向けて行われるという段階になっております。

このような今、市独自の取り組みを進めてきている中で、今回の水道法の改正案を市としてはどのように受けとめて、そして市の水道を守っていこうというふうに考えておられるのか、まず第1に質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） 門議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回、成立が見送られました水道法の一部改正案の中で、議員が問題視されております民間事業者に施設の運営権を設定できる仕組みを導入することについては、国が説明していますとおり、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足等の水道の直面する課題に対応し、「水道の基盤の強化」を図るため、一つの手法として多様な官民連携の選択肢をさらに広げ、基本的には水道事業者の立場は自治体が維持する中で、民間企業の参入によって経営の効率化を図るというものと理解をしています。

しかしながら、水道施設の運営権を民間事業者に設定するという選択を検討するには、水道事業が極めて高い公共性を担っている事業であるため重要な問題であり、大いに調査、研究する必要があると考えます。

本市は、現在、「紀の川市水道事業運営審議会」を設置をいたしまして、水道事業の現状と課題、持続可能な水道事業を経営していくための方策等について審議し、「紀の川市水道事業運営の今後の方向性について」取りまとめ、議会の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 先ほど言いました、ちょっと訂正をしましたが、昨年3月に策定された「紀の川市の水道事業ビジョン」の第8章、目標3-3-4事業の効率化、3-4-1委託業務の検討というところについてですが、ここの文言の中で、「効率的な水道事業を推進し、経費の削減などを図るために民間委託可能な業務などを洗い出して整理をし、効果等を十分検討し、委託化を進めてきました。人員が限られる中で、更新事業や水道事業の維持管理を継続するためには、今後とも民間活力を導入した事業運営の方策を検討する必要があります」というふうに、この事業の効率化という部分に出ています。

この項目は、先ほど言いました国の水道法の改正案等、かなり近い点もあると思いますが、この水道ビジョンの中で、こう書かれていることについて、その趣旨を問いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（自席） 本市は、国が策定をいたしました「新水道ビジョン」で水道の理想像を示しております「安全」・「強靱」・「持続」の観点から基本施策と具体的対策について、紀の川市水道事業ビジョンを策定をいたしました。

水道事業ビジョンでは、持続という観点から、委託業務の検討をすることにより事業の効率化を目指し、経費の削減を図ることを考えています。

水道法では、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、地方公共団体は施設の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならない」と規定をされております。水道事業の経営が放漫であったり、施設の維持管理が適切に行われていなければ、清浄にして豊富低廉な水の供給は図ることはできません。

職員数が減少し、限られた人員の中で水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、さらに水道事業の安定経営、事業の効率化を図るための選択肢として民間活力の導入をはじめ、デザインビルド方式やコンセッション方式の導入、また広域連携などの調査、研究してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 先ほどの答弁にもありましたが、水道事業が極めて高い公共性を持っているということがキーワードやというように思います。既にもう紀の

川市でも窓口であるとか、また水道の開栓・閉栓など民間に委託している部分もあると聞いておりますが、最初に心配したように、運営を民営化というふうな形にならないようにお願いをしたいと思います。

そして、次の質問ですが、合併後、平成22年度の料金改定では、貴志川町以外の旧4町で実質的な値下げというふうになり、現在に至っております。このことは、市民の命や暮らしを守る上で一定の評価をしたいと考えております。

今後も値上げありきではなくて、市民サービスの重要な一環、特に命を守るという点では福祉にも通じるとは思いますが、そういう一環として水道会計、特別会計として独立しておりますが、もし一般会計からの繰り入れなども含めて考えていただいて、さっきありましたが、来年の3月に向けて一定程度の値上げもやむなしじゃないかというお話もありましたが、何とか現状維持でできないものかというふうに考えておりますので、御回答お願いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（自席） 全国的に施設の老朽化による更新費用の増大や人口減少に伴う給水人口・給水収益の減少が報道されておりますが、当市においても例外ではなく、水道施設、水道管ともに老朽化が進んでおり、水道水の安定供給を実施するためには、効率的・効果的な施設、水道管の更新が必要であります。また、水需要の動向では、給水人口の減少や節水型社会の浸透により、平成38年度では一日平均配水量が約10%減少する見込みとなっております。

そのような状況を踏まえ、投資計画と財政計画とを比較し、「現行の料金水準で賄えるか」ということで試算したところ、当市の水道サービスを持続的に供給するために必要な施設の水準を維持することは困難な状況であります。

一方、一般会計からの繰り入れに関してですが、水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するという基本原則に基づいて経営しております。この経済性を発揮するための水道事業は、税金によらず、使用水量に応じて水道使用者に支払ってもらう料金収入等によって運営されなければならないという独立採算制の原則をとっております。

本市の水道事業会計において、一般会計から繰り入れていただいているのは、公共の消防の用に供するための経費をはじめ国の繰り出し基準に即した費用で、一般会計からの単なる補助ではなく、水道使用料で負担するべきものではないという認識の中で繰り入れていただいているものです。

提供する供給サービスは、独立採算制の原則のもと、水道料金でもって行うことと考えており、現行の料金水準で賄えない場合、水道受益者の方には、ある一定の御負担をお願いしなくてはならないと考えております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

冒頭に言いましたが、紀の川市どこに住んでいても同じような条件で暮らせるようにという市長の意向で、鞆渚の地域にも水道が昨年4月から開設していただきました。

きょうお話をしましたように、水道の民営化というふうなことに紀の川市がいくのではなくて、市民の命の水は市が自治体として守っていくという方向で今後とも考えていてもらいたいと思いますが、その点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 門議員の再々質問に対し、お答えをしたいと思います。

紀の川市全体の水道、簡易水道も含め、紀の川市旧5町合併後、全部の地域が水道が引かれ、ほっとしておるところであります。

門議員言われるように、これからの水道料金等々の問題については、合併当所、平成17年11月合併したわけではありますが、当面の間、旧町単位での水道料金でいこうということで、当面というのは何年を指すのかというようなことから、22年だったかな、統一した料金ということで、一番高い旧町での町は、トン当たり立方メートル250円ほどしていたと思います。一番安いのが貴志川町で、メーター料金の貸し付け料もとらずして、立方メートル当たり、トン当たり122円ほどであったと承知をいたしております。

その合併したんだから、一番安い値段に貴志川の水道料金に下げることにも検討しました。そうすると、2億4,000万円ほどのお金が一年に余計かかるということになったわけで、そら、とても独立採算でやっていくこの水道の会計、ということはその市になったの水道の会計を一つにしたところ、旧町単位での積み立てという金額が8億円余り、どこの町とは言いませんが、持ってきてくれていたわけで、2年や3年は、3～4年はその貴志川料金に合わせてもやっていけるわけではありますが、そのときにまた行き詰まって考えていかなきゃなんらんとということで、当面、旧町単位でやってきた。その調整をしながら、現在、その合併当所のときの料金とは違いますが、いろいろと段階的に基本料金なり、また1立方メートルから10立方メートル、10立方メートルから20立方メートルというふうな段階的な金額を決めて、現在一般家庭では大体トン当たり170円ぐらい、ちょっと余計使うところについては、トン当たり180円ぐらいの料金で行われているわけでありまして、合併当所の安いとこと高いとことの平均の値段ぐらいで今、進めをしているわけがあります。

そんな中で、門議員言われました民営化等々についての話、担当部長からも話がございましたが、部分的には水道の職員の不足等々もある中で、民営化できる部分については部分的なことももちろんあるかと思いますが、私は国が今、言われておる民営化については考えておりません。そういうことで、市の責任において山間地も平たんなところも同じ市民だから、おいしい水を平均してみんなが活用できる、そういう水道事業でなければならないと、それを基本に今後とも進めていきたいと思っています。

一般会計からの投入ということについては、今後、老朽化しておる水道施設の普及・改革等々、いろいろな事業も出てくるわけで、それらは議会の皆さん方と相談をしながら、

借金する分は借金し、いろいろと創意工夫してできるだけ市民の負担が重荷にならないようなことを考えながら進めをしていけたらと、そのように思っておりますので、御理解いただきたいなと、そう思います。

〔門議員「質問終わります。ありがとうございました」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） では、議長の許可を得まして一般質問を行います。

今回は、学童保育の充実についてというテーマで質問をいたします。

市全体では児童数が減少する中にあって、学童保育の利用児童数は増加をし、市内小学校の児童数に対する学童保育の利用児童数の割合でも増加をしてきました。合併当所の平成18年度の決算資料によれば、7カ所の学童が当時あって、利用率は4.2%でした。現在は、市内10カ所で実施されており、平成29年度では443人の小学生が通っています。児童数に対する利用率も14.6%となっています。

このことは、共働き家庭の増加や核家族化が進んでいることや、子どもが犯罪に巻き込まれる事件の多発により安全面での学童保育への期待の高まりと合わせて、それぞれの学童が、働く親を持つ子どもたちの「家庭にかわる毎日の生活の場」として実績を積んできたこと、そして、それを行政が支えてきたことによると考えています。施設整備も着実に進められてきました。

この間、2012年、平成24年の子ども子育て支援法の制定と児童福祉法の改正により、学童保育は市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、対象児童も6年生までに引き上げられた。

さらに、その後、国は厚生労働省令の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を公布し、また「放課後児童クラブ運営指針」を策定して学童保育の施設と設備運営についても全国的な基準が整備されました。本市も厚生労働省令に基づいて事業実施をすることを条例で定めているところです。

同時に、国は学童保育事業の適正で円滑な実施のために放課後児童健全育成事業実施要綱を定め、市町村の行う学童保育事業に対し財政面での裏づけを行っています。かつて保護者の自主運営、共同保育という形で行われてきた時代から学童保育は制度上でも大きく変化してきています。

今回、学童保育の充実についてというテーマでの質問ですが、本市の学童保育事業が、国が定める基準や運営指針に基づいた内容となっているかの検証や、事業を支える財源として九つのメニューが用意されている放課後児童健全育成事業実施要綱の活用が必要ではないかと考えて質問をするものです。

また、紀の川市では委託方式で実施されていますが、学童によっては委託金は1,00

0万円を超えてきており、その管理は保護者が行っているという現状があります。支援員への給料の支払いや税務署との連絡なども保護者が行っており、その負担は大きいものがあります。学童保育の運営に当たって、保護者の負担軽減も必要と考えるところです。

そこで、質問となりますが、まず、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、そして「放課後児童クラブ運営指針」に基づく運営となっているのかの検証と、各学童への指導・支援体制は十分かということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 石井議員の御質問にお答えします。

学童保育については、合併以来、子育て支援の重要な施策として取り組み、施設の整備を含め、現在10カ所で実施をしております。

受け入れ児童数も平成18年度の7カ所、182名から、平成30年度現在、10カ所、522人と大きく増加しています。

近年の核家族や夫婦共働き世帯の増加、それから高学年の利用者の増加、これが受け入れ児童数の増加の要因となっていると考えております。

運営に関しましては、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づき運営を実施するとともに、別に「紀の川市放課後児童健全育成事業実施要綱」を定めております。支援員を国基準より1人多い3名体制とし、また1クラスの単位も国基準より10人少ない、おおむね30人として支援の充実を図っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 各学童への支援への体制は十分かということでお聞きをしました。国の基準よりも支援員の配置については、手厚い支援を行っているということです。これは、紀の川市のいいところだと思います。

もう少し聞きたいのは、答弁でも、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と、それから放課後児童クラブ運営指針に基づき運営を実施するということで答弁をされました。各学童と委託契約を結ぶときにも、これに基づいて実施してくださいよという契約になっていると思います。

じゃ、その内容に基づいて保育が実施されているのかという確認であったり検証というは、どんなふうに行われているのかということですね。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） ただいまの質問について、お答えします。

まず、国の設備基準に関しましては、専用区画として学習、遊び、生活の場としての機能する教室及び体調の悪いときに静養するための機能を備えた部屋、またはスペース等を設置することになっており、子どもが安心して過ごせる施設の整備を行っております。

次に、運営の基準及び指針に関しましては、国の運営基準、運営指針及び紀の川市放課後健全育成事業実施要綱に基づいた運営となっているか、委託契約に基づく実績報告書により確認するとともに、随時訪問を行い、基準や指針に基づいた運営になるよう求めています。

また、運営上の問題があれば、その都度運営主体の保護者会や運営委員会と連携をとって相談に乗っているところでございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 委託内容、実施内容、保育内容が基準や指針に基づいているかということでお聞きをしました。

というのは、放課後児童クラブ運営指針を見ても、国のほうがまとめた内容なんです、本当に細かく発達段階に合った保育をするようにということとかも含めて、丁寧に書いてある指針になっているんですね。これに基づいて、実施されるように努力されているということで答弁をいただきましたので、引き続き、これは各それぞれの運営主体を支えて、また必要によっては指導であったり、改善も行っていたきたいなというふうに思います。

次に、国の補助事業についてで、放課後児童健全育成事業実施要綱の活用についてお聞きをします。

市内も各学童保育の運営状況は、利用児童数の違いや障害のあるお子さんの利用があるとか、また保育に当たる支援員さんの勤務形態によってもいろいろと違いがあります。市内の学童では、10年以上経験されている支援員さんもいらっしゃいます。県の実施する研修に行くというのもありますし、独自に支援員が民間研修に参加されているという学童もあります。

この国の放課後児童健全育成事業実施要綱では、九つのメニューが用意されていて、その中では放課後児童支援員等処遇改善等事業や放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善等事業など、支援員の処遇改善等資質向上に対する財政的な支援も含まれています。そのほか、いろんなメニューがあって、送迎の支援とかいろいろあるんですけども、これらの要綱に基づく補助事業を十分活用されているということなんですか。この点、お聞きいたします。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 「放課後児童健全育成事業実施要綱」の事業の種類については、おっしゃるとおり九つのメニューのある。そのうち、市では主たる事業である「放課後児童健全育成事業」と補助事業の「放課後児童クラブ支援事業これが、障害児受け入れ推進事業」、これを実施しております。

今後、受け入れ児童の増加に伴い、職員の確保、また安定的運営を図る上で有効なその他の補助事業、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」など、こういったものの活用を検討し、積算上の支援員等の人件費見

直しを図りたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 九つのメニューのうち、二つは大きなところだと思うんですけども、活用しているということで、残りの支援員への処遇改善やキャリアアップについても活用、検討していきたいということでした。

使える補助事業であれば、それぞれ学童、実情それぞれあるんで、使える使えないというのは、当てはまるか、当てはまらないかというのはあるかもしれないんですけども、使える補助事業は活用して、できるだけ支援員さんの待遇も改善していただければなというふうに思います。

あわせて、次にお聞きしたいのは、市内の学童保育の支援員の研修制度の拡充を図るべきと考えますが、どうでしょうかということです。

学童保育の支援員は、単に子守をするという仕事ではありません。異なる年齢の子どもたちの放課後の遊びや生活を組み立てていく独自の専門性を持った職業です。ですから、制度上も放課後児童支援員認定資格研修を受けた者が支援員になることができます。

今回、この研修制度の拡充をと提案をするのは、単に認定資格研修を受けてあれば十分というふうに僕は思っていないからなんです。どんな仕事もそうですけれども、その職についたからといって、その道のプロになれるわけではありません。特に、子どもの発達にかかわる放課後児童支援員もその専門性を毎日の子どもたちとの、また保護者とのかかわりの中でより高めていく、その努力や研修の機会が支援員には必要だと思います。

国の紀の川市が基づいてやっているという基準にも、職員は常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないと。事業者は、事業者というのは、この場合は委託されている保護者会であったり運営委員会ということになりますが、事業者は、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないと定めてあります。

そこで、その基準をもとに実施しているという紀の川市が、市として学童保育の支援員に対する研修の機会をつくっていくという必要があると考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする方に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得していただく「和歌山県放課後児童支援員認定資格研修」を順次、支援員全員に受講していただくように勧めております。また、他の市町村の取り組み事例などの研修会へ参加していただくようにも勧めております。

ただ、限られた人員で運営しているのが現状で、研修会への参加もままならない状態となっております。

そういった状況を改善する施策として、今後、こども課主催による市内10カ所の児童クラブ合同研修会実施に向け取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 市として研修会をということで提案をしまして、実施に向けて取り組みたいという答弁でした。

市内の学童保育、それぞれで毎日保育されていますけれども、違うところの学童の先生とお会いしたりお話しすることだけでも、視野も広がったりいろんな刺激や、また悩みも解決もできるかなというふうに思いますので、もし実施されれば、それはやっぱり子どもにもきちんと返っていく大事な取り組みになるかなというふうに思います。ぜひ、取り組みたいと考えていますという答弁を聞きましたので、それで進めていただけたらなというふうに思います。

最後に、運営にかかわる保護者の負担の軽減についてお聞きをします。

紀の川市の放課後児童健全育成事業学童保育は、施設は紀の川市が整備して、運営は保護者会や運営委員会が行うと、公設民営方式をとっています。この方式は、運営に利用児童の保護者が直接かかわることができるといういい面もありますが、一方で、支援員の雇用、それから給料の支払い、また年間1,000万円を超える委託金の管理など、これらを仕事を持つ親が担わなければならないということでもあります。

保育の中で起きる日常的な課題も、保護者さん、またその年の役員さんは、支援員と連携をとって対応をする必要もあります。この間ですけれども、税務署との関係だったら、給与の支払い状況について届け出たり、源泉徴収事務も場合によっては発生もしています。また、人を雇い入れて事業をしている運営委員会が先生を雇っている、保護者会が先生を雇っているということですから、労働保険の加入も必要で、その場合にはハローワーク和歌山に行ったりとか、あるいは橋本の労働基準監督署に出向く必要もあると。これらの業務をそれぞれの運営主体、委託先の役員さんは仕事を休んだり、あるいは仕事を早退をしてというふうな形で行ってくれているということです。

この負担の軽減は、図られるべきだというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 各学童保育の運営については、市から保護者会や運営委員会に委託しております。保護者が支援員の賃金計算や会計事務などに携わっており、保護者に過度な負担がかかっていることも十分把握しております。

市といたしましても、受け入れ児童の増加対策とともに保護者会の負担軽減を図るため、他の自治体等でも取り組んでいる運営や会計の手引き等の作成、また法人への運営等委託について十分検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

（休憩 午後 3時42分）

（再開 午後 3時58分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、6番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、分割質問方式で質問させていただきます。

本市の文化協会所属のクラブや学校教育研究への補助金を拡充してはということです。

市の行政に対する外部からの評価はさまざまな分野があるが、文化活動や教育活動への支援や育成事業は、評価の基礎となる分野であると考えています。

そこで、まず第一に、本市の生涯学習への取り組みのうち、文化クラブの現状と支援についてですが、育成補助金や文化祭行事等の開催などいろいろな事業に取り組んでいる中で、高齢化の進行等の要因から会員の減少が進み、継続が困難になり、休会になるクラブも出始めているようです。3年後には、国民文化祭が和歌山県に回ってくると聞いていますが、文化クラブへの補助金が削減され、活動がさらに衰退していくのではないかと大変心配になっています。

これらのことから、次のことをお聞きしたいと思います。

まず、今年度、文化クラブへの補助金がカットされたが、その影響はどう考えていますか。いろいろなところで不満の声を聞いています。

次に、文化クラブかサークルに移行しようと考えているグループが出てきていると聞きます。このことが、文化祭などの文化行事への影響をどう考えているのでしょうか。また、本市での文化クラブと文化サークルの運営上の違いは何でしょうか。

次に、3年後の国民文化祭への対応は、このままで本当にできるのでしょうか。

4番目、合併から13年たつが、生涯学習の文化活動を文化協会支部ごとに任せている状況はどう考えているのか。市として、共通した活動目標と共通した支援が必要と考えていますが、どうでしょうか。

最後に、生涯学習フェスティバルの今後の計画と課題はどうなっていますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

〔太田議員「2番目あります」という〕

○議長（坂本康隆君） はい、どうぞ。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 申しわけありません。大きな1の二つ目を言うのをちょっと飛ばしてしまいました。済みません。

文化活動や教育活動について、今、述べさせていただいたんですが、もう一つ、第2に、教育活動の分野では、教員の教育力の向上に向けて、県や市主催の官制研修が数多く実施されていますが、小中学校には岩出市と合同で教科別研究会など、教育現場の先生たちが中心となって自主的に教材研究や研修を行う取り組みが昔から長く続けられています。このことは、教育長もよく御存じのことと思います。

そこで、教科別研究会などへの補助金は過去に何度か削減された後、長らく据え置かれたままであります。その間、全国学力テストが実施され、学力向上対策が全国で進められている中で、教員による自主的研究・自主研修の取り組みに対しては援助や補助の拡充はされていません。官制研修だけでなく、教員による自主的研究・研修にも援助や補助の拡充が必要と考えますが、どうでしょうか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから、太田議員の「本市の文化協会所属のクラブや学校の教科別研究会への補助金を拡充しては」という御質問に対し、答弁をさせていただきます。

はじめに大きな一つ目、文化協会所属クラブへの補助金についてであります。

その中の1点目、文化クラブへの補助金カットの影響ということですが、市文化協会には五つの支部があり、それぞれの支部に加盟した団体があります。そして、それぞれが文化活動を行い、日々研さんを重ねております。

本補助金については、行財政改革の一環による厳しい見直し作業として補助金の使途、自主財源確保、活動内容等の調査を継続的に行いつつ、また一方では、平成20年度から続けている文化協会小委員会において「文化協会のありかた」、「今後の文化祭について」をテーマに、時間をかけて協議が重ねられてきました。

それらを踏まえた中で、平成30年度から各クラブに配分していた一律の補助をカットし、それにかわるものとして新たな事業補助金制度として「文化協会連合化推進事業補助金」を創設したところであります。

これは、文化の向上を目的に、より多くの市民に情報を発信し、文化活動を紹介する場を設け、各団体の交流を図ることを目的としており、支部やジャンルを問わず、共催で展示会及び発表会を実施する加盟クラブに対し、事業補助金を交付するものであります。これにより、各支部や加盟クラブ同士の連携ができ、交流が深まり、活発な文化活動の意識づけになっていくものと期待をしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、二つ目ですが、文化協会加盟クラブからサークルへの移行ということで、やはり紀の川市の文化振興のために加盟を継続してほしい旨は伝えたいと思いますが、そのクラ

ブの考え方もございますので、やむを得ない部分もあると考えています。ただ、協会加盟条件を満たしていない文化クラブについては、活発な活動等を促しながら状況を見守っているところでございます。

文化祭は、協会に加盟する文化クラブの日ごろの成果を発表・展示する場であり、非常に重要な場であると認識している中で、運営は各支部が主体となり、それぞれの地域で運営方法が違うという特色があります。支部によっては、加盟団体の多い少ないがあり、規模も違いますが、それぞれができる範囲で工夫しながら開催しており、また地域とつながることで運営上の支障はないと考えております。

それと、文化クラブとサークルの違いについてですが、文化協会に加盟する文化クラブは、おのこのの団体活動のほか、協会規約にある「市民の文化向上に寄与することを目的に総合文化祭や文化講演会など文化活動に対する積極的な協力をしていく」ということになってございまして、その活動に対して市から補助金が支出され、あわせて活動拠点の公民館施設使用料が免除されています。

一方、サークルは、公民館講座などを受講した後、継続して公民館で自主活動を行うグループであり、公民館サークルと位置づけし、一定の条件のもと施設使用料が免除されていますが、文化協会に加盟していないため補助金は交付されておりません。

次に、3点目の国民文化祭への対応、このままでできるのかという御質問ですが、2021年10月から和歌山県で開催される全国国民文化祭の実行委員会は、本年10月に設立される予定となっております。また、本市においても2019年度中に実行委員会を設立する必要があると考えています。

現在のところ、紀の川市でどのような部門を開催するのか決定はしておりませんが、早い段階で県に意思表示をしたいのと同時に、状況によっては市として担当する部署の新設も視野に入れている中で、国民文化祭という大きな目標が具体化すれば、市文化協会と市事務局が一体となって取り組みができるものと考えております。

続きまして、4点目ですが、生涯学習における文化活動は、文化協会加盟団体のみで行われているわけではないと考えています。市民一人一人が学びたいと思うその気持ちで、どの場所においても、いつでも取り組むことが、その活動であると考えております。

議員おっしゃっている意味も理解でき、議論を交わした経緯もありますが、各支部においては長い歴史の中で培ってきたよき伝統や慣習があり、文化活動としての最終目的はどの支部も同じとしながらも、ふだんの活動形態、手法等はそれぞれの特性に任せているというのが現状であります。

ただ、市文化協会として、一つの行事を行う場合は、一丸となった組織力を発揮できるよう働きかけはしなければならないと考えておりますし、適切な、効果的な支援も必要であると考えていますので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目ですが、生涯学習フェスティバルということで、昨年までで6回の実施を数えますが、根強い反対意見がある中、関係者各位と幾度となく意見調整を交わしてきま

したが、難航のまま調整がつかない状況で、また教育委員会事務に係る外部評価委員からも、見直しが必要ではないかという意見もいただいております。

そして、先ほども申し上げましたが、2021年には国民文化祭が開催される中で、ここでは市文化協会と市が丸となってエネルギーを傾注していきたいという思いもあることから、一旦休止ということで、本年度当初予算には計上していない状況でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に、大きな二つ目、学校の教科別研究会への補助金を拡充してはという御質問に対し、答弁をさせていただきます。

那賀地方の学校教育の向上と充実を図ることを目的として、紀の川市立小中学校と岩出市立小中学校に勤務する教職員をもって組織された那賀地方教科別研究会では、各教科等における教育内容や教育方法等の充実のための調査研究などを行っています。

この那賀地方教科別研究会に対して、紀の川市と岩出市は負担割合を定めて予算の範囲内において負担金を交付しています。

負担金の交付額につきましては、厳しい財政状況の中で負担金補助金の見直しが行われてきた状況下におきましても、教職員の自主的研究や研修の取り組みを尊重し、また研究会等が県大会以上の大会を受け持つときには、その費用の確保にも努めてまいりました。

今後、第2次長期総合計画を進めていく中で、厳しい行財政改革は必至であり、加えて任意の団体への補助の拡充は難しいとしか今は言いようがありません。

ただ、多数の研究会がある中で、学校教育の振興に対し、真に顕著に寄与・貢献していると認められる研究会には、岩出市と協議しながら善処してまいりたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

ただいま教育部長より答弁をいただきましたが、その中で幾つか質問させていただきたいと思います。

答弁の中に、厳しい財政状況や厳しい行財政改革等の言葉が何度も出てきますが、そのことは承知の上で、私が今回の質問に当たり申し上げているのは、文化事業や教育への支援のあり方は自治体としてよき伝統文化の継承や将来を担う若者の育成についての土台となるものだと考えるからです。

そこで、再質問の一つ目は、文化協会連合化推進事業補助金の創設ですが、このことは旧町ごとに同じような内容のクラブが複数存在する中で、クラブ同士が協力していく意味ではよい制度と考えます。

しかしながら、各支部において長い歴史の中で培ってきたよき伝統や習慣があると答弁されているように、あえて連合しなくても文化の向上に寄与していけるクラブも多いと考えますが、どうでしょうか。

二つ目は、文化協会加盟の条件の一つは、会員10名以上とありますが、現状は9名以下のクラブが多数あり、中には4名というクラブもある中で、活発な活動を則しながらから見守っていくという答弁は大変いいことだと思いますが、ずっと支援を続けるのでしょうか。

三つ目は、1と2にかかわってですが、連合すれば補助の上限が5万円と聞いています。しなければ、一律1万円をカットするということは、サークルへ移行しようとするクラブがあると聞く中で、文化協会加盟クラブ数を減らしていくことを考えているのでしょうか。

そうでなければ、各支部において長い歴史の中で培ってきたよき伝統や習慣があるクラブへの突然の補助金カットはすべきではないと思いますが、とうでしょうか。突然と言ったのは、このことが文化協会加盟クラブ、それぞれきちんと伝わっていなかったと聞いているからです。

四つ目は、今年度の生涯学習フェスティバルを見送った要因となった根強い反対意見の主な内容はどんなもののでしょうか。

以上について、お答えいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） まず、もう答弁したとおり、行財政改革と、もちろん行財政改革ばかりだけでは判断はできない中で、役員会議でも議論をしていただいた中で、それら全て含んだ中で出した結論ということで、末端まで伝わっていないという御意見もありましたが、その辺は事務局としては伝わるような指導指示が欠けていたのかもしれないので、その辺は反省したいと考えております。

ただ、クラブ数が減っている、こういう補助金カットをすればますます減るのではないかという御質問ですけども、確かにそうかもしれないですが、やはり熱心に文化活動をする人には支援をしていきたいですが、やはりもう自分たちだけで楽しむような、言葉は悪いですけども、そういう人には、そういう団体にはある程度厳しい措置も必要だと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

答弁漏れ、ありますか。

生涯フェスティバルがカットになった理由、それ根強い反対意見とはどういうことかということですね。

根強い反対、私も直接聞いたわけではないんですが、昔からの伝統、考え方が他の地域と交わることが重荷になるということで、今までどおりやらせてほしいというような意見が強いということを聞いております。それから、外部評価委員からも、今の状態では余りいい活動ができていないんで、見直しするべきではないかという厳しい意見もいただいておりますので、そういう方向に踏み切ったところでございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 答弁漏れはございませんか。

〔太田議員「はい、いいです」という〕

○議長（坂本康隆君） はい。再々質問、ありませんか。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 最後に、市長にお聞きしたいと思います。

再質問については、若干聞かれなかった分もあるので、市長にそのことをお聞きしたいと思います。

人口減少が進む中で、行財政改革は不可欠なものと考えていますが、それでも文化活動や教育活動には、将来への投資という大切な意味があります。すぐには成果が得られなくても、続けていかなければならないと思っています。日本は、教育や文化に余りお金をかけない国ですが、今では科学技術を含めて世界にどんどん追い抜かれています。

市長には、厳しい財政であっても、文化活動や教育活動にはできる限りの力を注いでいただきたいと思います。今回の補助金の問題は、小さなことですが、将来にかかわる内容だと考えています。補助金復活の検討も含めて、市長自身のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

文化協会、特に私は、紀の川市は「生涯学習宣言のまち」であり、生涯学習とは生涯学習を続ける若い者も高齢の方も、そして生活を豊かにすることを目的として生涯学習宣言をしておるわけで、先ほどから文化協会に対しての補助金1万円等々の問題、お話がございましたが、もちろん、行財政、財政状況厳しい中だからということの理由だけではないに、5町合併して紀の川市として発足し、文化協会を立ち上げた以上、先ほど申し上げたいろいろな紀の川市一つになって取り組んでいただくときには、上限5万円を出していこうという、そういう目的で担当が考えていただいたわけでございます。

それに、市民の皆さん方が補助金云々等々の問題だけではなくに、紀の川市として文化協会をどう盛り上げていくかという機運を議会の皆さん方とともに執行部も頑張って盛り上げていって、「生涯学習宣言のまち」にふさわしい文化協会を立ち上げていくべく、これから頑張っていきたいと、そう思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、あす9月7日金曜日、午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、あす9月7日金曜日、午前9時30分から会議を開くことに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

（延会 午後 4時24分）